

令和2年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和2年6月9日(火)

令和2年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月9日(火) 開会 午前10時00分
散会 午後15時14分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 伊藤芳孝	2番 森田昭夫
3番 山本典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤彰男	6番 伊藤真千子
7番 伊藤紋次	8番 原田安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記木元冴香

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 5番、加藤 彰男
 - (2) 3番、山本 典式
 - (3) 1番、伊藤 芳孝
 - (4) 4番、浅尾 もと子
 - (5) 6番、伊藤 真千子
-

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は「8名」でございます。欠席はありません。

ただいまから、『令和2年第2回東栄町議会定例会一般質問』を開会いたします。

日程第1、一般質問を行います。今回通告のありましたのは、お手元にご配布してあります「議事日程」のとおり5名でございます。今回の一般質問から質問を一括質疑方式並びに一問一答方式の選択ができるようになりました。その関係で答弁者は、執行側は全て自席において答弁をすることといたしますのでご了承をお願いいたします。質問は今までどおり答弁を含めて50分以内で行いますのでご了承をお願いいたします。

----- 5番 加藤彰男 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは、5番 加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番 加藤彰男君。

5番（加藤彰男君）

議長の許可のもと、一般質問を行います。初めに、今回の新型コロナウイルスにより、お亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々、そして、現在も入院または治療中の方々にお見舞い申し上げます。そして、医療、福祉、教育、行政機関初め多くの新型コロナウイルス感染対策の最前線で、奮闘していただいている皆様に心から感謝申し上げます。私は今回2問の質問ということで、新型コロナウイルス対策そして、環境保全条例の制定につきまして、2問質問してます。初めの新型コロナウイルスの町の対策について質問いたします。昨年末からの新型コロナウイルス感染拡大では、世界全体で多くの尊い人命が失われると同時に、経済的にもかつてない深刻な影響を及ぼしています。国内外の専門機関からは引き続き、第2波、第3波の感染拡大の可能性と対策の必要性が指摘されています。改めて言うまでもなく、私たち基礎自治体には、住民の命と暮らしを守る責任があり、そのためには、適切かつ迅速な行政施策の立案と実施が

常に求められています。初めて国内感染が確認されたのは1月中旬ですが、それ以降の町の感染対策の検討実施経過について伺います。併せて、現在も継続している対策、さらに、新規の対策も含めて簡潔な回答をお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは、1問目の質間に答えさせていただきます。新型コロナにつきましては、1月16日に初めて国内で感染症が確認されて以降、2月14日には愛知県内でも患者が確認され、その後、国内で感染が広まつていった状況がありました。こうした状況を受けまして、本町では、2月28日に、私副町長を会長とする新型コロナウイルス対策会議を立ち上げ、感染症対策について協議検討を開始しました。この会議の中ではまず、情報共有の徹底、手洗いや手指の消毒、咳エチケットなど、町民への予防、蔓延防止策の呼びかけ、福祉施設を始めとする関係機関への感染症対策への徹底要請及び役場内での予防、蔓延防止策の徹底を確認し、すぐに実行に移しました。さらに、新型コロナウイルスに関する基礎知識を共有するため、全職員を対象とする勉強会やとうえい温泉などの公共施設における講習会も実施しました。職員に対しては、毎日の検温をはじめとする健康チェックを義務づけることとし、体調が悪い場合は、出勤前に管理者である課長に連絡を入れて指示を受けることとともに、健康チェック表を毎日課長により確認するよう取り決め、このことは現在も続けております。会議については、毎週月曜日と金曜日を定例会とし、緊急的案件がある場合は臨時にも改正することとし、検討内容等については町長にその都度報告するとともに、重要な決定をする場合は町長を本部長とする本部会議を開催しました。本日までに 対策会議は26回、本部会議は3回開催しています。小中学校については、2月27日の県の新型コロナウイルス感染症対策本部の臨時休業要請を受けて、3月2日から春休みまでを臨時休業としましたが、その間、小中学校とも卒業式及び修了式を実施するとともに、小学校については保護者の要望に応じて自主登校教室を開催しました。開設しました。この措置はその後も延長され、5月20日からの分散登校を経て、6月から通常授業に戻ったところであります。そして、3月以降に予定していました各種のイベントや行事等もやむなく中止または延期の措置を講じてきました。こうした中で4月10日に愛知県独自の緊急事態宣言が出されたことにより、町民の皆さんへの引き続きの感染症対策の徹底、不要不急の外出の自粛、集団感染を防ぐための3つの密の回避などをお願いするとともに、小中学校の休校を始めとする公共施設の利用も原則休止を実施しました。さらに、4月17日からは、県の休業協力要請に基づいて各種の事業所に休業を要請するとともに、町独自の要請もさせていただきました。こうした中で迎えたゴールデンウィーク期間中は、人の動きが活発になる恐れが予測されることから、4月30日と5月1日の2日間にわたって広報車により町内を巡回し、不要不急の外出の自粛を町民の皆さんに呼びかけました。休業及び休業協力要請については、5月15日の国の緊急事態宣言の対象地域から愛知県が解除

されたこと、同 26 日は県独自の緊急事態宣言回避されたことを受けて、順次再開されてきております。そして、これらの情報をいち早く町民に伝えるために、東栄チャンネル及び町ホームページを活用してまいりました。感染症対策としましては、ただいま申し上げたような東栄チャンネル及び町ホームページ等を利用して、町民への周知、マスク、消毒液等の購入、役場、医療センターの窓口への衝立設置などを実施しており、現在も継続しております。県の休業、営業時間短縮要請に対して協力していただいた事業者には、県と合わせて 50 万円の協力金を給付しています。さらに、町独自で 20 万円ですね、協力金のほうの給付も行っております。理容美容業者については、県が 4 月 24 日からの休業要請をしたことを受け、県と合わせて、20 万円を給付いたします。5 月 7 日以降、5 月 14 日まで、県や町の休業協力要請に応じた事業者に対しては、町独自で 5 万円から 10 万円の協力金を給付します。県の休業要請対象でない施設で、個人消費者と対面で接するなど、高い感染リスクを負いながら、事業継続し、社会生活の維持に貢献する事業者に対し、町民の生活のための稼働や事業継続を応援するといった趣旨で、法人には 10 万円、個人には 5 万円の応援金を給付します。ひと月の売り上げが前年度同月比で 50% 以上減少した事業者は、国から法人については 200 万、個人については 100 万円の持続化給付金が支給されますが、これらの事業者が、特に影響が大きいことから、受給者の受給額の 4 分の 1 である 50 万円を上限として上乗せ給付します。新型コロナウイルス感染症により停滞している町内の経済対策として、また、特別定額給付金の消費を目的として、町内商店街で使用可能な 20% のプレミア付商品券を全町民分発行します。教育関係ですが、東栄町 G I G A スクール構想一人一台端末については、今後の学校休業時に備え、在宅での指導を少しでも進められるとともに、ICT 機器を使って授業の充実や効率を高めるために整備します。保護者世帯の経済的負担を軽減する目的で、6 月から 9 月までの 74 日分の給食費を無償化します。夏休みが短縮されたことに伴い、熱中症対策の一環として、中学生生徒への鬼スターをデザインしたポロシャツの支給をします。医療センターでは、患者等に対する感染症対策としての体表面温度チェッカーや、ベルトパーテーション、抗ウイルスパーテーション等を購入するとともに、場所を選ばない外来診療室として、緊急時も使用できるエアコン等を装備するエアーテントも購入し、対策強化に努めます。

議長（原田安生君）

言い忘れましたが、だいぶ暑いので、上着はご自由にしてください。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、副町長から説明がありましたけども大きく分けて多分、お話のところは 3 つかと思いますね。1 つは、新型コロナウイルスが、その少し前のところですね、新型インフルエンザの対策、この展開があって、要するに準備があって、それに基づいて行った部分と、それから国の方で今説明がありました持続化給付金や定額給付金等、国の政策で行われ

てる部分が2つ目。それから3つ目は、先ほどお話ありましたように、給食費の無料化をはじめ、町独自が行っていくという、そういうような3つのとでお話をされたと思うんですけども、1番目の対策会議で対策本部を立ち上げて、そして、マスクの着用や咳エチケット、手洗い等で啓発しながら、勉強会、講習会等を行ってきたと言う点ですが、それについては、町の方で作っているこの新型インフルエンザ等対策行動計画、これ基づいてやってると思うんですけど、多分その話で今ずっと説明されたと思うんですけど、それでよろしいですか。

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

この会議を始めました2月の28日には、まず先ほど申し上げませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の行動計画に準拠する形でこの会議を立ち上げましたので、まずはその確認から行って進めていったという経過でございます。

議長（原田安生君）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

国の方の経過を見ましても、いわゆる今回の新型コロナウイルスに対して、新型インフルエンザの特措法に基づく対応をどうするのかというのが議論されて、最終的にはそれが改正されて、今回のコロナウイルス対策の中に新型インフルエンザ等の対策が適用されて拡大されていたというふうな理解だと思います。その際に当然、町の方は、この行動計画の中に共通した自治体の部分もあるわけですけども、様々なとこを書いてあります。初期の段階から始まって感染拡大の状態も含めて書いてありますが、その時の内容として、行政対応のために情報のあり方については、今、副町長がお話あった内容、実際に町として対応とった内容等、この行動計画の関係でどのように理解しているんでしょうか。お答え願います。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、本当、急速にいろいろ感染が広まってくる、また、いろんな情報が多く流れてくる中で、やはり町としての情報をいち早く町民に伝えたり、実践してもらうということに心がけましたので、そういった意味合いで、とにかく情報そのものをなるべく早く町民に伝えるということに努めて進めていった

経過がございます。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今回の新型コロナウイルスについては、全国の中で緊急事態宣言が対象になった県、そして全国に拡大していくという展開の中で、5月の21日、25日の段階を経て全国での緊急事態制限が解除されるということで、国内全体見れば、およそ1カ月半の状態が緊急事態だったというふうに言えるかと思うんです。そういう中で、東栄町においても住民の皆さんから、行政から住民への情報がもっと必要ではなかったのか、そして、福祉施設や福祉サービス関係で、それぞれの状況、その大変さを把握して、行政として迅速な対応ができなかつたのか。さらに、住民の方、またご高齢の方の中では3月に入った段階で、マスク、これはどこで手に入るのかといった声、さまざまな声、また不安の声がありました。町の行動計画では、さっき副町長からありましたように、マスクの着用、咳エチケット、手洗いうがいなど対策、これも何度もここで述べられています。そして、情報提供手段として、インターネットの活用と同時に、防災行政無線の活用ということも何度も述べられています。そして、医療機関、福祉施設の感染対策、これもこの行動計画の中で、ちゃんと明記されています。その点を考えるならば、やはり改めて、この行動計画に沿ってどこまでできたのか。例えばその一つというならば、防災行政無線のデジタル化が進んでいくわけですけども、しかし、まだ現在の屋外の拡声器は使えるし、各家に設置されている戸別受信機も使えると、いうならば、この行動計画にのっとって、防災行政無線を使った情報提供、また啓発等ができたんじゃないかなというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。新型コロナウイルスの行動計画、新型インフルエンザの行動計画を作りました時には、当然、今の東栄チャンネルという施設は用意してございませんでした。この4月からのものでありますので、やはり我々としましては、そこの部分を十分活用して、するのが1番、それから情報量につきましても、広報無線と比べると、やはり東栄チャンネルでの情報量の方がはるかに大きいです。それから、それをテレビを通じて見ていただけるということをまずは1番に優先ということで、今回はそちらのほうに重きを置いたということあります。行動計画につきましては、今後、やはり今後私たちがやってきたこと、それを行動計画に照らし合わせながら、もう一度検証していく必要が今後の2波3波に備えて必要かと考えています。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今回の経験の中で、第2波、第3波の対策をどうするのかにどう生かしていくのかもっととても大事だと思います。情報の提供のあり方についていうならば、とうてい12チャンネルの活用という点は現在進んでいますが、しかしそれで全て変わるわけではない。政府の中で常に言われてきた専門家会議で言わされていました行動の変容ということ、これは今回の感染症のコロナウイルス対策だけではなくて、いわゆる緊急時、災害時を含めた行動の変容ということは常に求められているということです。東日本大震災の時に、津波の被害、大変多くの犠牲の方が亡くなる中で、その時の避難の行動について調査した研究の中では、半分以上、自治体によっては、6割7割の方々が、屋外の拡声無線機によって、拡声器の声によって広報された、呼びかけてですね、まさに行動をとった、つまり行動変容が起こったということです。その点では、音でどう行動変容を促すか、住民の皆さんに伝えるかという、これはとても大事な問題だと思います。12チャンネルの活用とともに、やっぱり、防災行政無線のあり方、もう一方では、スマホを使ったスマートフォンを使った事も研究されていくわけですから、やはり、どうやって、緊急時に行動変容を啓発上適切な情報を流していくのか、ということも、今後、この中で研究していく必要があるというふうに思いますし、もう1点は、マスクの事ですけど、これは、自治体によって、マスクの備蓄がある。ただ、市というレベルでいきますと、全体の人口が多いですから、そこに備蓄されている枚数のマスクはあったとしても、どのくらい行き渡るかという差はあると思いますが、自治体としてこのマスクの備蓄ということに対して問題意識を持ったかどうか、これはとても大事だと思います。先ほどの行動計画、新型インフルエンザ等対策の行動計画の中にはマスクの事は何度も言葉出しているわけです。ですからここは想像力を働かして、やはりマスク、それからそれ以外のものも、どう、防災の備蓄だけではなくて、こういう緊急時に対してどう備えていくのかという問題、課題があったと思うんですけどその点はどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

今回の、特に初動の部分につきまして、やはりマスク、それから消毒液等、やはり不足するというような事態になりました。これは我々も行動計画に基づきながら、特に医療機関だとか、それから、町においても、若干の備蓄をやはりして来たわけですが、今回のこの感染の拡大をやはり、今までにないというか、やっぱり想像ができなかった部分もございます。そういう上で、我々としましては、何とかマスク、消毒液が入る手だてのほうをまず考えたりして、それを優先的にやはり医療とか、あるいは福祉等の施設、介護等の

施設に利用できるようなそういう対策も講じてきましたが、やはり、今回はその点につきましてはやはり、備蓄の部分はやはり十分ではなかったのかなということがあります。やはりこら辺は、反省点としまして今後今回の予算をいろいろつけていただきましたので、そういった中で十分な備蓄は備えていきたいなと思います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

全てマスクだけではありませんからマスクはじめということで是非この、今までの経験の中でどう今後生かしていくかといった点で進めていただきたいと思います。副町長の2番目の、全体の概括の説明中の2番目のところで、先ほどの持続化給付金や定額給付金を含めて、政府の今回の新型コロナウイルスに対する対策の施策の部分がありました。これは当然町の方でも、いろんな形で各課がそれに対応している。大変この連休を含めて、それぞれの課のところでは、作業ですね、本当に、献身的に働いているという点では、休みも無いという話も聞いています。大変だったと思います。同時に、その各分野ごとに、国が出しているこの政策、ある面では、一つ一つについては大変良いけども、どのお家や、どの方が、どの制度が使えるのかということが大変わかりにくいということがあります、その点を考えるならば、それぞれ各課で具体的に自治体として進めているこの事業、国との関係を含めた事業を、少し情報を整理する必要があるんでは。つまり分かりやすくする必要があるでは。自治体として、そして東栄町という規模において東栄町における人口の特徴において、例えばご高齢の方が多いという状況を踏まえて、情報を何らか丁寧にお伝えする手段が必要じゃないかと。そういう点では、わかりやすい情報冊子、今回に関するこの制度は助成も含めて新型コロナウイルスに対する情報の冊子を町として出されるという事も必要かと思うんですけどその点どうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。やはり、とうえいチャンネルや、あるいは、ホームページはそれなりの情報量はありますのでそういったところでは出すことができますが、やはり実際にホームページを皆さんのが見られるわけではないということもございます。やはり、いろんな手段を使って、まだ、この対策については今後の第2次補正も含めて、今後いろんなものが出てくると思いますので、やはり、今後は、皆さんにわかりやすいような丁寧な説明、あるいは、周知を図っていきたいなと考えていきたいなと思います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

是非いろいろ情報の伝え方があるというふうに思いますし、その点では、いろんなものを調べていくということあります。例えば私が言ったところで、全てではありませんけれども、厚生労働省が出している生活を支えるための支援のご案内という冊子がありました。これは省庁を超えて今回についてほぼ幅広く網羅しているし、どういう形で調べていいかっていうことが良く分かる内容でした。これを、ある面では地域版として、自治体版として参考にすることもあるかと思いますし、それ以外に町のほうでいろいろ調べていただいて、よりよい内容で情報提供を進めていただきたいと思います。続いて、この新型コロナウイルスに関して2問目なんですが、今後、第2波、第3波の感染拡大に備えた対策、既に国内の一部のとこでは第2波というふうに言われています。新規事業の対策含めて、その内容について住民の皆さんに説明周知して、さらに、財政上、また財源の措置を行っていくっていうことが必要かと思いますのでその点の回答を求めます。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。今後の第2波、第3波に備えてということでございますが、緊急事態宣言は解除されました。しかしながら依然として新型コロナウイルス感染症のリスクは、私たちの社会生活の中に存在しており、今後の第2波、第3波に備えて、引き続き町民の皆さんには、密閉密集密接の3つの密を避けるとともに、新しい生活様式の実践をお願いするなど、徹底した感染予防に努めています。国の30兆円余の第2次補正予算の施策も十分に活用できるよう、検討を進めるとともに、2兆円増額されました地方創生臨時交付金を活用しての町独自の追加対策及び事業を検討している状況であります。町民の皆さんには、引き続きとうえいチャンネル及び町ホームページ等を通じて迅速に情報をお伝えし、施策がより効果的に生かされるよう努めてまいります。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今後の対策については、さっきのとこで議会のとこでも説明されていますように、新型コロナウイルス関連の町の、国との関係も含めて事業ですけど、11事業で約8500万円の事業ということです。その中には、商品券の活用も含めたりとか、それから学校関係も含めて、そして、医療、福祉のところも含めてというふうに幅広い展開を進めていくという説明でした。それを含めてですけども、全体でという部分のとこでどう進めてく対策かとい

うことも一つあるわけすけども、一つですね、教育分野については、この間、9月入学という問題もあって出るよう、今回の新型コロナウイルス感染の中でさまざまな影響を、当然、子供たち、そして、親御さん、そして先生方、それに同時に全体かかわる人たちの中において、大変その対応に苦慮され、またそれをどう生活の中で、対応していくのかというふうに努力されると思います。同時にこの教育の分野についていうならば、先ほど説明ありましたギガスクール構想、これは東栄町の方でも、当然、予定はしていましたけども、さらに、全ての児童生徒の皆さんにタブレット端末をお渡しして、ICT教育を進めていくというふうになってますし、小中学校の給食費の無償化、これは3.5カ月ですか、っていうことですけどそういうふうな話もあります。この点は是非、長期的な見通しの中で、この町の教育政策を考えく中で、一時的でなく、これどう持続させていくのか、という点も大事だと思います。当然財政の問題もあるかと思いますけど、その点についてはどうなんでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の補正の中で、まず小中学校等、補正の中でも、今回、計上をさせていただいておりますが、現在も、それを含めて、やはりそれを活用していくこと、今後また、先ほどありました2波、3波の時に今後の学校の休業等も含めまして、また起こる可能性もあります、そういったことに備えて、どういったことができるかをしっかりとそこは、対策会議の中でも情報を出し合って検討していきたいなと思っております。今のものが実際に学校が通常授業してた中で、学校生活の中でやはり、さらにこんな対策が必要だとか、そういうものが出てくることが多々あると思います。いわゆるそれらをしっかりとくみ上げながら、それは学校にとどまらず、他にもあると思いますが、今後の特に対策につきましては、先ほど申しました、新しい生活様式の実践ということが厚生労働省からも示されておりるように、今後やはり、そこに力を入れて、やはり感染症をこれ以上広げないし、ここから出さない、いうような形で対策を、重点を置きながら今後の検討を進めていきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、説明ありましたように、まさにこの新型コロナウイルスをどう対応していくのか、そしてその後をどう考えていくのかっていう視点から、今の学校の教育の課題からギガスクール構想を初め、それから、ぜひ私は、給食費の無償化もできる限り伸ばしていく、それが定着する、それが要するに、政策として無償化になってくんなどいうような点が必要

と思しますし、それから、感染症対策の問題いうならば、現在、東栄医療センターの新しい施設をどうするのかという、これもそういう視点から、やっぱり積極的に考えていく必要があるんじやないかというふうに思います。なかなか財政厳しい中どうしてくっていうのは、もう1個ありますが、同時に先を町政として見通していくのか、この新たな見通しもここで生まれてくるというふうに思いますので、その点の検討が必要かというふうに思います。続いて2問目に移ります。西蘭目地区に計画されています、バイオマスメタン発酵ガス化発電所への反対運動など契機に、町として環境保全条例の制定の取り組みが進んでいます。4月28日の第1回審議会をスタートに、先日の6月3日には第3回の審議会も開催され、住民を主体にした審議会で協議検討が行われています。まさに、まちづくり基本条例の趣旨をあらわす体現した取り組みで、今後の町政において重要な住民参加の仕組みであると考えます。初めに、今後の審議会の基本的な進め方について、簡潔にお答えを願います。

議長（原田安生君）

はい、参事。

参事（村松元樹君）

はい、それでは私からお答えをいたします。私、参事という立場で審議会の運営に携わってることで、私の方からお答えをします。環境保全条例の制定に向けましては、4月に8名の町民の方に参画いただく形で環境保全条例審議会を立ち上げております。座長には環境問題にお詳しい愛知大学の鈴木地域政策学部教授に就任いただき、役場の関係課長を加えた委員12名で、4月28日の第1回審議会を皮切りにこれまでに3回の審議会を行い、条例案の策定に向けた検討を進めてきております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中での審議会開催となりましたことから、感染防止対策に配慮することはもちろん、限られた時間、回数で、効果的かつ効率的な議論、審議ができるよう、委員の皆様からは、町から示した考え方や素案等に対して意見をあらかじめ提出いただき、次回の審議会では、提出のあった意見に対する町の考え方や修正案を資料でお示し審議をいただくといった形で進めております。委員の皆様から事前に意見を提出いただくことで、論点を明らかにした資料や修正案を目にする形でお示しできることから審議を順調に進めることができているものと考えております。引き続き委員の皆様に御協力をいただきながら、これまでと同じ手法で審議を進め、パブリックコメントを経た上で、9月議会への提案を目指してまいりたいと考えております。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、参事から説明がありました。その点では一つは、今回の環境保全条例の審議会は、

地方自治法における附属機関の審議会設置に準じる形で、一応、独自として、位置づけているというふうに理解しております。その点では、本当に委員の皆さんのが自由闊達な意見を出して、まさに、東栄町の現状とともに未来に向かって意見反映していくと、本当に住民参加の大切な場だというふうに理解します。その点を前提にしながらですけども、今後、審議会についてはホームページ等で公開されるというふうな話も伺ってますし、また、議会のどこで説明がありました。その内容を基本的に基本にして質問したいというふうに思います。6月3日の議会の説明の際もちょっと意見として述べさせていただきましたけども、条例の制定の方向性という項目がありました。その中で、ほかの他の自治体の先行事例を参考にしていくというくだりと、それから県の条例との整合性に配慮するというところがありました。改めて確認なんですけども、当然、先に進んでいるこの環境政策やつてる自治体については、いわゆるそれぞれの条例を文字としてデータとして見ることも必要だと思いますが、同時にそこのところを調べていくとか、いうことも必要なんではないかと思いますし、もう一つは法の整合性ならば、国の法、そして、自治体や地方公共団体の条例、そしてそれぞれの規則だとか命令と、そういう法体系になりますから、これは当然県の条例だけではなくて、国の法と整合させていくと、そういう理解でよろしいですか。

議長（原田安生君）

はい、参事。

参事（村松元樹君）

はい。お答えをします。まず、今、加藤議員からご指摘のありました事ですが、当然、国の法とも整合性は図らなきやなりません。恐らく3日の全員協議会でお配りした資料の中でも、2の(2)の②で書いてある。こちらのことについて、ちょっと疑問があったということだと思います。これ実は愛知県の環境関連条例等って書いてあります。本来はここに国の法令という言葉を書くべきだったということはあると思っておりますので、これは等という中に国の法令が入っていることですいませんが、これはご理解いただきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

上位のほうを普通先に書くので、国、県という表現が正しいと思うんですけども。もう一つ、先進地の環境政策を進めている自治体について、どういう形の情報を把握すると、つまり、可能ならそういうところにおける条例制定経緯をやっぱり直接、調査、学習するということもあるかと思うんですけどその点はどうですか。

議長（原田安生君）

はい、参事。

参事（村松元樹君）

はい、すいません。情報の収集につきましてですけども、最近、インターネット等ありまして、準備が、便利でもあるということで、色々な市町村でそうしたものを情報集めさせていただきました。また現地の案内収集につきましては、必要に応じてということで考えておりますが、情報を見る限りそこまでの必要性も感じなかつたと。後ですね、コロナウイルス感染症に伴う移動自粛も要請されてる中で、なかなかちょっと現地調査まで行ける状況ではないということがありまして、インターネット等を使った情報収集に努めたということです。

議長（原田安生君）

はい5番。

5番（加藤彰男君）

確かに新型コロナウイルスの状況下で、行動の制限は当然あるということですから、今後の可能性も含めてという点はあるかと思うんですけども。続いて2問目につきまして質問いたします。担当する事務局として、これは担当する事務局も3課にわたっていると思いますが、今後の条例制定に向けて留意したい点、またここを大事にしていきたいという点がありましたら簡潔にお答えを願います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

参事（村松元樹君）

お答えをします。審議会の運営につきましてですが、委員の皆様が、貴重な時間を割いて、意見を事前に検討、提出され、また、審議会へ出席されている、こうした事を念頭に、役場としては、感染防止対策に十分注意するとともに、丁寧な資料を作成してお示しするなど、審議を効果的かつ効率的に進めていけるよう引き続き配慮してまいります。また、審議の過程では、町民が理解しやすいような配慮が必要といったご意見をいただいております。関係の方に理解をいただき、守っていただいてこそ条例制定の意義がありますので、まちづくり基本条例解説を参考に各条文について解説を作成するなど、工夫をしてまいりたいと考えております。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の回答で、条例の解説を用意していくという話がありました。ある面、逐条解説といふうなものを考えていきたいという話でしたけども、先ほど言いましたように委員会の中身は、本当に自由に、まさに、今後、成案を作っていくというふうな流れになってくると思いますが、ただその逐条解説なり解説書を作るというところは関連する部分があるかと思います。条例に前文を作るという議論は、これは、個々の議員の、個々の委員の皆さんの発言という意味ではなくて事務局からも、そのところですね、審議会の公開の場で出されております。それはそういう方向で進んでいますが、この条例のところの前文を検討するということについて私は大変積極的であり、法としても大きな意味があるというふうに思っていますが、この前文の位置づけというのを一般論として、事務局はどう考えてますか。

議長（原田安生君）

はい、参事

参事（村松元樹君）

ただ今のご質問なんですけども、今のご質問なんですが、質問通告には無い質問であると思います。条例の中身の話です。この場では議員のご意見としてお伺いをしていきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

一つはですね今、参事が言われましたんですけど、環境保全条例ですね、全国の調べたと思うんですね、そうすると、その中には幾つかの形があるということです。これは、当然、環境保全条例について議会に報告があるわけですから、その中身も当然、委員会である、審議会であるべきっていうことで、尊重する。ただ、法として町としてどういうふうに諮問していくのか。最終的にどういうふうな成案を目指しているのかっていうのは、事務局との関係だと思うんです。今、参事のほうは答えられないと言われましたけども。それならば聞くということでいいわけですけども。基本的に、前文がある法体系と前文がない法律という、側面があるわけですよね。これが論議されてるかどうかっていうより、諮問してる側ですからね。委員の皆さんのが自由に作りましょうといった場合ではないんですね、町長から附属機関として諮問をしてることですから、その諮問の方向性なり、大枠っていうのは事務局を通して出されてる。だからそのことについて議会にも報告あったわけですよ。前文について言うなら、法律ならば、憲法、教育基本法、男女共同参画社会基本法、社会芸術基本法等それぞれの分野について、大きな理念や方向を指し示してはる法についてならば、前文がついていくというふうになっていきます。先ほどの話の中でいうならば、環境政策の各自治体の条例の中には、環境保全条例、名称は多少違いますけど、条例

というと、環境基本条例というような大枠はあります。環境基本条例の場合は同じように、法に沿っていますから、条例より法が上ですから、法の順序に沿うならば、その中において、基本法という性格を持っていくというふうになるかと思うんです。これは、私は、法務として、担当課がやるっていうふうに言ってるわけですから、当然これ一般的に答えられると思うんですけどどうでしょう。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

今、参事がお答えしたとおり、条例の中身の話だと思います。これを今言うように、先ほど事務局として今後制定に向けて留意点をお話させていただいたとおりだと思っております。委員の皆様の貴重な時間をいただいて、意見を事前に検討して提出し、その審議会の中で、それぞれが皆様の御意見をいただいた中で条例を今、策定の準備にかかっておるという状況です。中身の話をここで、ご質問されても答弁はできないというふうに思っています。ご理解をいただきたいと。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

中身と言われますが、先日の議会のところに、東栄町環境保全条例（仮称）制定に向けてという資料が出てるわけですね、私たちに。この下の所にイメージ図があるじゃないですか。これどう理解するんですか。ここでちゃんと書いてありますよ、皆さん。ちゃんと。個別的な条例とその上に、環境保全条例をもう1つ違う形でっていうふうに書いてあるじゃないですか。私これを聞いてるんですけど。

議長（原田安生君）

はい、参事。

参事（村松元樹君）

それでは、全員協議会で配った資料の説明という観点で申し上げます。ちょうど今、ご意見もありましたけども、ここに書いてある表というのがまさに体現しておるものでして、前回資料のほうでも見ていただいておりますが、この環境保全条例、2つの考え方がありますと、環境保全に対する関係者の責務や基本的な施策を内容とすると、あと併せて、一部手続の定めを設けますよと、この2つの面を持っておるということをご説明申し上げました。そして、この後に審議会の審議を進める過程で、委員の皆様の方から、やはり前文というものが必要じゃないかとか、理念的なものをもう少し盛り込むべきだというご意見

もあって、なるほどと、皆さんのご了解を得て修正案等の反映をしておるということです。それで、この環境保全条例制定について検討を進めると、そんな中で一つの大きなエポックになったのは、先の議会における請願書、こちらだと思っております。請願書の方を私見さしていただいたところ、そうした手続関係を盛り込んだ環境保全条例というのを作つてほしいと、個々に請願書に書いてあることを今読み上げる事はしませんけども、そうした事が書かれておりまして、一応事務局側としては、あの請願書に書かれた内容に忠実に条例案の方を考えていきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

私は先程言いましたように、地方自治法の附属機関に準じて、町独自として、町として諮問を出していると、ということですよね。審査し、意見を出してほしいということです。その経過については、繰り返しますが、議会にも途中経過を丁寧に説明していただいたと、ということですよね。その部分の事務局の認識が、これどうですかっていうふうに聞いているわけです。これは常に諮問というプロセスにおいて、町のほうはどう考えてるかっていう変遷のプロセスを聞いているわけです。ですから先ほど言ったイメージ図っていうふうに書かれているわけですから、これは素直に読むと、これは、法的に言うなら、個別法や個別条例ということと、分野的基本法基本条例ということについて、表そうとしているところに、やや、このイメージは少し、正確さ欠くんじゃないですかっていうことを言っているわけです。ですから、それは当然、自治体で法務やってる立場からするならば、これは、どういう考えのもとでそうなってるのか。そして、先ほど言いましたように、前文という意味について一般論で言うならば、環境分野について設ける法律について、ぜひそれは私、述べていただきたかったと思うんです。どういうお考えか。当然諮問して事務局ですから。その辺は今後の中で、改めて言うまでもなく、審議会が旺盛な議論されながら、幅広い、そして、今後の東栄町の未来にわたって環境政策を考えていく、大きな柱になってくるんだろうと、いうふうにも感じてますし、そういう点では、事務局のほうも大変だと思いますが、より深い幅広い議論がされてスケジュール的に出されていましたように、パブリックコメント。それから、最終的な、さまざま、住民参加のワークショップをやるのかどうかわかりませんけども、そういうことを含めて、最終成案としてなっていくという点を、ぜひ努力していただきたいというふうに思いますし、期待をしております。私の方は先ほどの新型コロナウイルス対策についても、やはり、新しい生活様式、変容という言葉を自治体がどうそれを理解し、我がものとして、その町政や住民の皆さんの暮らしの中に反映し、このコロナを通じた新しい関係、町政のあり方、行政のあり方、住民参加のあり方を作っていくチャンスというか、それを生かしていくべきだと思います。そのためには様々な事業を行っていく事が大事だと思います。同時に、この環境の問題についても、同じように展開をしていくという、大きな飛躍の可能性があるかというふうに思い

ますので、その点を含めて、ぜひ今後も執行部のところで取り組んでいただきたいと思いますし、各課大変だと思いますけど、頑張って町民の皆さん立場に立って、寄り添って、論議を進めていきたいと、いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上で一般質問を終わります。

3番 山本典式 議員

議長（原田安生君）

それでは、時間になりましたので再開いたします。

次に、3番山本典式君の質問を許します。

（「議長、3番。」の声あり）

はい、3番山本典式君。

3番（山本典式君）

では質問者は、マスクを外してもいいということですので、外さして質問させていただきます。新型コロナウイルスの現状は、話すまでもなく、感染者が世界で700万人に迫る勢いで拡大しています。また、多くの人が亡くなられ、大変痛ましい現実をつき突きつけられています。この事を踏まえて、一般質問をさせていただきます。前段は省略し、早速質問に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。まず1番としまして、新東栄医療センター等建設事業についてという事の中で、(1)は、新型コロナウイルスの発生はまさに不測の事態と言えます。この深刻な事態をどのように受けとめているのか伺いたい。それから2番目が、3月11日、WHOが、今回の新型ウイルス、コロナウイルスに対し、世界的な流行を宣言しました。こうした経過を踏まえ、どのような状況判断のもとに設計業者との契約に至ったのか伺いたい。3番目が、新聞の見出しに大恐慌以来の不況を予測とありました。国の財政も63兆5000億円の過去最大を見込むが、税収の落ち込みは確実。国債も過去最大を更新。このような状況下、13億円ほどの新東栄医療センター建設事業を通して、町財政に対しての影響は心配ないのか伺いたい。4番目が、町長は無床診療所としての新東栄医療センターを建設する理由に3点挙げています。1点目は人口減少、2点目は医師、看護師の人的不足、3点目が赤字額の増加による一般会計からの多額な繰り入れであります。しかし、今回、突然の新型コロナウイルスの感染により、特に大都市では医療崩壊危機に直面、この状況を考えると収束後はこれまでの医療体制を見直さざるをえないと推測いたします。いわゆる不測の事態が現実の世界になったことです。町長として、平時なら無床診療所の考えもあるかもわかりませんが、今回の事実を考えたなら、平時だけを想定し13億円ほどの無床診療所建設に走ってよいものでしょうか伺います。それから、2点目として東栄医療センター、有床診療所に転換してから1年余の経過に至っているがその間の運営状況についてということでございます。これまでにも関連した一般質問は何度かしました。例えば、財政破綻した夕張市さえ有床診療で医療を守っていることについて質問しましたが、残念ながら真正面からの答弁はなかったことを記憶しています。

最近においても、有床診療所ではやっていけないとの答弁があったことも承知していますが、改めてこの1年余を継続してきている有床診療所の運営等について伺いたい。以上、大きな項目で2点ほど質問させていただきます。お願いします。

議長（原田安生君）

3番山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは、山本議員の質問に答えさせていただきます。まず1点目でございます。新型コロナウイルス感染症については、町内に1人の罹患者もなく、やり過ごすことができたことは、町民の皆様の努力と我慢のおかげであったと感謝をいたしているところでございます。5月中旬より、愛知県または全国において感染者が減少し、新たな日常を取り戻しつつあるということから、ご存じのとおりであります。今後来るであろう第2波、第3波についても今までと同様に、三密を避ける、手指消毒の励行、マスクの着用などにおきまして感染予防に努めていただくようお願いをしたいと思っております。そして、一刻も早いワクチンや治療薬の開発も期待をしているところでございます。また、本感染症における、各種の自主要請によりまして、経済活動が制限されたことに伴う、独自の助成も実施をしてきたところでございます。新型コロナウイルス感染症に限らず、未知の感染症につきましても、事前の準備、備えが大切であるというふうに考えておるところでございます。次に2点目の質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行が、医療センター等の設計の発注において、影響があったとは考えておりません、が、設計業者選定のためのプロポーザルの技術提案課題には、感染症に関する項目も盛り込んで実施をさせていただいております。次に3つ目の新聞見出しで、という質問でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症が町財政に及ぼす影響はどの程度かは、今後の精査が必要とは思っておりますが、今回の医療センター建設事業が行うことの有無に影響するほどではないというふうに考えております。4点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策については、国や県が感染症病床の増床を行う動きがあるようですが、東栄町においては、一般の病床すら確保できない状況になり、現在無床診療所の整備事業があるわけでございます。新医療センターにおける診療機能には、災害時の対応や感染症対応などの機能は考えております。現在基本設計を行っている最中ですので、まとまり次第議会への報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（原田安生君）

次に、医療センター事務長の回答を求めます。

（議長、医療センター事務長）の声あり

はい。医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは、2番目の1年余り継続してきている有床診療所の運営等について、私のほうから回答させていただきます。平成31年4月に有床診療所に転換しました。入院患者につきましては、減少を続けており令和元年度の日平均入院患者数は7.8人で、対前年比マイナス4.5人、なることから、入院収入も減少しております。令和元年度の決算見込みにおいても、依然として2億3000万円余りの赤字になる見込みでございます。これは、患者数の減少している病床を維持するために多額となっています。今後予定している無床化につきましては、医師、看護師の確保、入院患者数の減少、多額の一般会計の繰出金により避けられるものではないと思っています。議員の例えにある夕張市でございますが、夕張市立診療所につきましては、19床の病床を持ち、医療法人社団豊生会が運営し、診療所のほか40床の介護老人保健施設夕張と、定員20人のデイケア施設、そのほか、こじか保育園等を同時に運営しています。こうした運営状況を考えれば、人手不足等で、老人保健施設すら運営できなかった当町とは一概に、比較できないものと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

再質問させていただきますが、時間の都合上2番目の質問事項から質問させていただきますのでお願いします。2番目の質問につきましては、既に無床診療所建設に着手している中で、質問する私がおかしいのか、それとも現行一致していない発言を繰り返してきた町長が問題なのか。いま一度質問し、確認したいと思います。しかし、決して有床診療所を否定するための質問ではないことをわかつていただきたいと思います。むしろ、町長の町政に対する基本姿勢を問うものであります。よろしくお願ひします。これはちょっと突発的な、事務長の方からも今、答弁の中にありましたけど、私は昨日の、町長の昨日の大綱説明で、東栄医療センターの入院患者数について、昨年は約8名、それからことしは約2名との説明をしたと思いますが、私が、私からすれば、患者数2名というのは、無床診療所建設の理由が必要となるため、患者数合わせをしたにすぎないというふうに私は理解しております。なぜなら、無床診療所建設を3年ほど前から目標に掲げ、医療スタッフの大規模な減員と並行し、最近では救急患者の受け入れ中止や人工透析の中止などを着実に進めてきた結果も大きく影響していると思います。また、無床診療所建設関連予算も、何の理由説明もなく、継続費で議会に諮り、議決を終えたことは大変疑問に思っています。こうして現状は無床診療所建設を目前にしている中で、患者数が減ることはあっても増えることはないのです。患者数の比較を無意味と言わざるを私はないと思います。突然の質問で

すので、町長のほうから考えがありましたら伺いたい。
(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

山本議員の方からの再度質問。私から言えば、何回もという事だというふうに思っておられます。前回の3月議会にも答弁をさせていただきましたが、今までの私が1期目から進めてきた状況、それから2期目になってから進めた状況も含めて説明をさせていただきました。そういう状況の中でございますので、先ほど今、山本議員からおっしゃられるように、私の考え方がどうなのか、山本議員さんが言われることがどうなのかということの判断はそれぞれがしていただければいいというふうに思いますが、私も実は、今日、広報とうえいをずっと持っていました。まず、30年の時でしたら、5月号には、その時の当時の医療センターの整備に向け、全て、ここに載せさせていただきました。これに基づきまして、それぞれ住民、それから議会にも、順次、説明をさせていただいて、そして次に、その年の7月号にも医療センターの問題につきましては、5月の地区懇談会を含めて、このように全てを説明させていただいておりますし、5月の状況を地区懇談会に出た状況も広報に載せさせていただきました。それから次に、翌年の3月議会が終わった後っていうか、その年ですかね。3月の時にも地区懇談会をさせていただいて、1月25日から2月14日まで各地区8カ所でさせていただきました。これにつきましても、当然、期日が、開所が33年の10月というような状況でこの時は説明させていただいておりますが、無床になる経緯も、段階的に縮小するということを説明させて来ていただいておりますので、私としては、しっかりとその情報は伝えてきたというふうに思って、その後、選挙を終え、私もそうですが、議會議員の皆様方も、統一地方選挙の中で引き続き議会の議員として務められている人もいます、その経過は重々、山本議員は承知をされているというふうに思っています。それから令和元年度に入りました9月1日には、今までの、進めてきた状況を、ペーパーにしてお配りをさせていただいております、回覧で。これは回覧でございましたので、必要な方にはコピーをし、そのものをお伝えさせていただいております。で、以前も回答させていただいたと思いますが、その状況の中で、我々が変更になった時点につきましては、それぞれにおいて説明をさせていただいて来ておりますが、機器整備、基本構想、基本計画、それから後出しました、30年3月、少し期日を延ばさせていただきたいということで、新旧対照をもってその計画変更も説明をさせていただきました。こういう状況であります。そして、以前の答弁にもさせていただきましたが、透析問題につきましては、その当時、基本構想、基本計画には、10床持って続けるということで、この計画の中に載っておりましたが、そのことにつきましては、以前もお話をし、お詫びをさせていただきましたが、こういう状況の中、細かな説明、お話をしませんが、こういう状況の中で4月からの透析中止をお願いした。したがいましてこの基本構想、基本計画の状況の

中の変更点はその1点というふうに考えております。したがいまして、継続費につきましても、当時、予算を計上させていただいて、6月議会で上程をさせていただき、議決をいただいているわけであります。そういう状況の中で、山本議員が、個人的な状況かわかりませんが、反対をされておるという状況は、わかりますけども、その方向の中で、我々も予算をいただき設計者を決め、そして、今現在、4月の契約をし、現在、基本設計に取りかかっておる状況でございます。このまとめができました状況には、しっかりとまた議会にもご報告させていただき、住民の皆様にも情報公開をし、ご意見を賜って参りたいと、このように考えております。以上です。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

もうちょっと、私、一応、質問用意して来たのありますので、もうちょっと的確に短く答弁していただきたいと思います。次に、診療所の運営状況、今、事務長の方から答弁いただきました、それを踏まえてでございますが。私は、今まで町長がずっと有床診療所4月からやったんですけどそれについて、どういうような答弁をしてきたか、私はずっと質問してきました。それに対して、町長がどういう答弁をしてきたかということを皆さんにここでお話しさせていただいて、その矛盾点がどこにあるかということを私は認識してほしいという事をもって、これから質問に入ります。まず1番として昨年の6月議会において、理由は別にしましても町長こういうふうに答弁してます。今の状況の中で有床診療所にして良かった。また、有床診療所になってからの外来診察、透析の状況など、2カ月しか経っておりませんが、しっかりと検証していきたいと答弁してます。残念ながら透析が検証されることなく中止となりました。この答弁について、何か質問が、お答えがありましたら伺いたいと思います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

答弁に間違いはなかったかと思いますが、それは議事録を見ていただければ必然的にそうだと思います。検証ってきて、検証したからこそ、いわゆる現場との調整の中で透析はやむなく収集させていただいたということは、もうずっと、6月議会、9月議会、続けて12月、3月議会もその答弁をさせていただいた。以上です。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

私の方から、再度質問しますが、この答弁は、私は本当に信じられませんでした。何回も私もチェックしました。というのは、この有床診療にして良かった、しかし、しっかり検証していきたいと、この答弁ありえないと思うんですよ、この6月には、無床診療所建設のための関連予算が提出されて、最終本会議で可決されておるわけです。そのときに恐らく、私もちよつとそこまでチェックできなんなんですけれども、議案を提出した時に無床診療所の提案説明もその必要性に終始したものと思われます。ですから、同時にこれ、有床診療にして良かった、良かったっていう表現はそれはいろいろ取れますけども、しっかり検証していきますとか、そういう文言はありえないんじゃないんですか。答弁お願いします。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

ありえないと言われますと困るですが、そういうふうな答弁をさせていただいておりますので、間違いないと思います。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

答弁しておるので間違いないということですので、さらに、この続きがあるわけです。この答弁も私信じられませんでした。本当にこういう私質問していいかということを自分で疑ったわけです。というのは、昨年の9月の議会で、町長が6月に答弁した有床診療所にして良かった、しっかり検証していくと。について、私は9月にもう1回無床診療所がもう決まった中で、予算で決まった中で、なぜ検証する必要があるのかと質問したつもりなんんですけども、意外な答弁に驚いたわけです。というのは、町長は、こう言いました。現場の医師を含めた皆さんに理解いただき、現在検討しています。これは有床診療所のことだと思います。現在検討していますとの答弁でした。無床診療所の建設に向けてスタートを切ってる中で、町長が発言すべき言葉ですか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程もお話をさせていただきましたが、基本構想、基本計画に基づいて、段階的縮小するという状況の中で、この4月といいますか、昨年の4月から有床診療所にしてるわけです。病院運営は、20床以上の病床を持って運営ができないという状況の中で19床の有床診療所にした、という状況はご理解をいただけると思いますが、その状況の中で、新たな医療センターを建設する時には、無床をという状況の中で、この中にも書いてありますし、そういう理解だと思いますので、4月から運営をしています、有床診療所の検証するのは当たり前じゃないですか。その1年間の病院運営しなきやいけないわけですよ。ですから、そういう検証して当たり前じゃないですか。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

ですけども、もう6月に無床診療所の議会説明をして予算を取ったんですよ。あるいはじやないですか。その有床診療所をいくらしっかりと検証して、町長が撤回するっていうのならないですよ。そんなことあり得ないです。さらにもっと具体的に言ってるんですよ。この9月議会にはもう1点踏み込んだ答弁をします。それは、今後の医療を守るために、今後の医療を守るためにですよ。有床診療所の選択もあるということで、令和4年4月の目標に向かって現在取り組んでいる、との答弁です。こんな答弁。じゃあ私、はつきり言いますけど、6月の議会説明した、無床診療所にするからこれだけの継続費を認めてもらいたい。それから地質調査ですか、ああいったものを認めてもらいたいっていうのは、虚偽の答弁、虚偽の答弁ですか。虚偽の説明ですか。町長の認識を伺いたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

全くそのようには考えておりません。新しい施設が、令和4年4月の開院でございます。その段階では、無床を目指すという基本的な方向に変わりはないわけであります。したがいまして、今回の4月からの有床診療所、まだその3年間ですよ、3年間、今始まりました令和2年度も有床診療所として始まっておるわけでございます。その間の運営も含めて、有床診療所でやれるかどうかという検証しなきやいけないんじゃないですか。既に無床になるという状況は、新たな医療センターではですよ、病床も足らないということの基本方

針は変えておりませんので、全く矛盾してないと思います。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

じゃあ、仮にですよ、私がここで理解したとしても、こういう答弁の経緯をもって地区の懇談会説明に回れますか。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今、先ほど1番最初に答弁をさせていただいたとおり、流れは全て、こういう広報とうえいの状況も載っておりますし、回覧の文章にもまとめて皆様にご報告をさせていただいております。今年度については、コロナウイルスの関係で地区懇談会は出られませんでした。が、その方向性は先ほどもお話をしたとおり、もう既に基本設計に取り掛かっておりますので、その状況下の中では、有床という事は今のところ全くありません。それは先ほど事務長が答えたとおり、有床診療所になつてもですよ、今現在、2億3000万程、まだ決算が確定はしておりませんが、有床診療所後も2億3000万ほどの一般会計の繰り入れ分があるわけですよ。そういう状況の中でですよ。以前もお話をさせていただいたとおり、病院での運営の状況は、山本議員も承知をしてると思いますが、3億ほどの一般会計繰り入れがあったわけでございます。しかしながら、有床診療所になった状況になつても、まだそれだけの、いわゆる一般会計の繰り入れがあるという状況です。それから、もう一つ以前も財政シミュレーションといいますかね、その状況をご説明させていただきましたが、我々は無床診療所の中で、せめて1億の繰り出しひらいで、運営費で、医療センターの運営ができないかという状況の中で、やはり、有床のベッドを持つことは無理だ。ですから、何回もお話をさせていただいたとおり、無床の基本方針は変えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

私は逆に聞きますけども、今、町長は赤字だと、2億5000万ですか、3000万ですか、赤字だと。それから医師の確保もまだ不確定だというような答弁ありましたけど、そういうことがまだ未解決なのに、もう既に継続費を組んでそれから設計に入ってるんですよ。そんな形の中で13億の建物を、予算が認められますか。その点、私、お聞きしたい、もう一つ、今の町長のこのケースというのは、また、ここへ出しては、大変申しわけないんですけど、総合計画の医療面の計画が、無床診療所に、ルールなき町長の一存で変更されたことと同様の、私は経緯だと思います。そうだとすれば、議会に対しての虚偽の説明と、絶対に私は許せません。これで13億の建物建つたらどうなりますか。まだ、医師の確保、それから、今言う、赤字赤字って言うんですけど、赤字ならそれを解消するための規模とか、どういうあれするかっていう、規模にするかということもないままに継続費をとって、もうこれ13億の建物、全然新型コロナがあるにもかかわらず迷いもなくやるんだという答弁がありましたけども、そういう方向で進んで良いんですか。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何回もお話をさせていただきます、なかなかかみ合いなくて申しわけないと思いますが、我々はそういう状況の中で来ておりますし、医師の確保も、これは以前、その前の議会ですよね、そこでも説明させていただきました。有床診療所として、今現在3名の常勤の医師がおります。あの非常勤の方はそのまま引き続き、4月以降も勤められいただいておりますので、今の診療科目に、外来の診療科目においては、以前もお話をさせていただいたとおり透析以外は継続をしております。したがいまして、今後は、さらに病床を持たない無床になりますので、医師の確保は、最低限の医師の確保は、見込みが立つという状況であります。山本議員が言われるよう今の状況の中ですよ、病床を持った運営ができる時の医師の確保ができるかと、これは未確定であります。ですから、何回もお話しするように、基本構想、基本計画の基本線は変わってないわけです。これに基づいて、今まで議会にも説明をさせてきていただいております。そういう状況の中で、予算も可決をいただき、場所も決め、そこにお金をかけさせていただいて、地質の調査等もさせていただいておりますし、設計にも取りかかっておるわけでございます。で、今の現状のままの状況を続けるかという話ですので、続けられませんと、これもお話をさせていただいたと思います。そういう状況の中で、段階的縮小の中で、病院から有床診療所、先ほどもお話ししたように、病院から変わった段階で、平均が7.8人入院患者、そして、最近では、先ほど答弁を、もう1回、あれですが2人とは私申しておりません。今年度に入って5人であります、多分、平均がですね。そういう状況です。5人以下でありますので、といった状況の中で入院患者が減ってきておることも事実であります。ですから最終的な基本的な本線についてはですよ。答弁ですので、仮にその時の答弁が、誤りがあったとは言

いません。確実にそういう話をしておりますので、そういうことを踏まえて、私は経過を踏んで来たというふうに思っておりますので。何ら問題はないというふうに思ってます。しかしながら、情報は必ず伝えられませんので、地区懇談会を含めコロナの関係がございます。しっかりと正確な情報を、今後もですよ、東栄チャンネル、そしてホームページ、紙媒体においても、しっかりこの議会が通った後に、住民の皆様方にご提示をさせていただいて、説明に上がりたいというふうに思っております。以上です。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

私は、答弁は、言いますけども、それだけ確信を持って無床診療所にすると言って予算も取って設計にも入っておるのに、なぜそういう有床診療所にして良かったんだ。今後の医療を守るために有床診療所の選択もあるなんということを言ったんですか。そんなことはいいです、答弁はいいです。同じことですので、そんなことあり得んわけですよ。予算を通った、町長みずから出した議案じゃないですか。それを横に置いて有床診療所の選択もあり得るなんという答弁、答弁をするのは、これはどっちかが、議会軽視でもあるし、それからもう一つは、虚偽の説明と虚偽の答弁です。ということを踏まえて私、結論、私の結論としてお話ししときますが、結論的には町長は昨年6月議会において無床診療所建設関連予算の議決を得ました。しかしながら、この直後から方向転換を図るような新たに無床診療所の検討を始め、その結果として、昨年9月議会で今後の医療を守るために有床診療所の選択もあるとまで言い切った答弁をしました。この相反する矛盾した経緯を考えると、当初の無床診療所建設関連予算の議会説明は虚偽の説明に当たるのではないか。このことは図らずも、議論半ばであることの証明とも言えると同時に、議会を無視した行為でもあります。この点について町長は責任の重大さの認識はないのかという質問も用意してきましたけれども、答弁はいいですね、今の経緯の中でわかつております。私、時間もありますんで1番目のほうへ移りつつ、移らさしていただきます。1番目の新東栄医療センターの建設についてということで答弁いただきましたけれども、まず、私は特に聞きたいのは、(2)番目の、3月11日に、WHOがもう世界的な流行になるんだと宣言してからその設計業者と13億の設計について契約しておるわけです。それで先ほどお話ありましたが、ちょっと全部聞き取れなかつたんですけども、何か盛り込んでおるというような話を聞きました。しかし、私はこれ、こういうことを質問したいと思うんですよ。まず町長、もちろん忘れてないと思いますが、昨年、開園したとうえい保育園の建設工事ですが、平常時でさえ、2回にわたる1億円の追加増額補正として、補正とそれから工期の延長があつたこと。それからさらに、今回の場合は、新型コロナによって世界中がパニック状態にあることを考え合わせると、今回の建設事業はさらに慎重であるべきだと思います。保育園の

二の舞になる恐れも懸念されます。この点について、4月1日の設計契約を少し先送りしたらどうかといったような選択肢は考えなかつたかどうか、お聞きしたいと思います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

全くありませんので計画は以前お示ししたとおり、基本計画、基本構想にのっとって、今までそのスケジュールは、議会にも説明を、全員協議会で説明をさせていただいて、経過でありますので、したがいまして、今の計画の中で、せんだっての議会にもご説明をまださせていただいておりませんが、今設計の状況の中を、先ほど御答弁させていただいたとおり、今現在、基本的な設計の取り組みにしておりますので、その中間的な方向が議会にもできるように、この6月中には何とかスケジュールを組んで、整備の統括会議を踏まえて、最終的には議会にもご報告をさせていただき、その後、町民の皆様にも情報をお伝えしてまいりたい。このように思っております。

(「議長、3番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

今、結論として、町長は全く考えてなかつたということでございますので、次の質問に移りますけども。仮にですよ、終わり良ければ全て良しといったような考え方で契約に及んだとしたら、責任は、私は大変重大だと。前の保育園、とうえい保育園の時も、追加補正の中に東京オリンピックのために資材が高騰したと、いうことで追加補正とった1例があると思うんですよ。そのことを踏まえれば、全く無いという回答はありえないということを思っております。しかし、今言うように終わり良ければ全て良しで、だんだんだんだん経済が回復してくる状況の中で、そういうふうに思つたら大きな間違いだと私は思っております。しかし、恐らく、私が考えるに業者を決定するに当たっては事前に、特に、今後の新型コロナの影響をどのように回避していくかということは、事前のヒアリングをしておると思います。説明を受けております。おると思うんです。契約したということは先の見通しを含めて、何か町のほうでも、この業者ならそういうものは影響なくやってくれるんだという何か確証持つたと思うんで、それ、業者の考え方それちょっと。言っていただきたいと思います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何か勘違いをされておるんじゃないですかね。設計業務を委託してるんであって、工事をまだ発注するわけではありません。いまだ基本設計の段階であります。基本設計を完了した後に実施設計に入り、額を固めていくという状況があるわけです。ですから、今言ったようなスケジュールをやはり間違えますと、令和4年4月の開院には間に合わないという状況です。我々は、今その目標に向かって進めておりますので、先ほど山本委員、仮のという話では、やはり、お答えもできませんし、我々はそういう状況の中で、設計業務を請け負っております業者を、当然、今の現状は理解をしておりましますし、県、国においても、そのことは当然あるわけでございます。ですから、早いうちの、やはり行政側としてのスタンスを変えない。そして、建設に向かっての、それぞれの内容を固める、そして国へ要望を上げる、こういうプロセスじゃないですか。それが、今までやはり山本議員も行政側の立場でございましたので、ご承知をされておると思いますが、まだ現在、今の段階は設計ですので、よろしくお願いしたい。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

町長、設計っていうんですけども、確かに私の記憶の中では5500万円だか。設計業者と契約したんでしょ。だから設計すれば、当然これが没になるっていう、もう既に現状がそうなんですよ。だからそれを踏まえて、大丈夫かっていう。最悪の状況下で建設工事が進められることが予想されますので、この点を考えれば、当初から契約については確認ることは、業者決定の際の重要事項ではないかと私は思っておるわけです。ですから全くないとか、基本設計にすぎないとか、そういうことは、私自身も、これを設計、4月1日前に特別にどこの設計業者とは言いませんけれども、3社ぐらい名古屋の設計業者聞いたんですよ。向こうからどういう方、どういう事ですかっていうような質問があったんですけども、ちょっと聞いたら、やっぱし、設計単価なんかも、今の単価でやってくしかないと。それでそれを直前になって見直すか。そういう方法しかありませんね。それから、契約書の中に特記事項か何かでうたつとくとか、見直しもあり得ると、それから工期の延長もあり得ると。そういうようなことをうたっておくしか、今の時点じゃないんでしょうかっていうことは3社とも言っておりました。そういうことも踏まえて私聞いておるわけですが、もう一つ、もちろん、変更が前提の契約はありません。また今回は、WHOの大流行宣言後の契約ですから例えば資材高騰による追加補正とか、資金調達による工期の延長といった、資材調達による工期の延長といった新型コロナが原因の変更は、私は今後認められないということを思っております。その点、契約書には特記事項と言ったような条件が付さ

れていることは無いと思いますがその点どうですか。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

町長も申したように、現在は未だ設計の段階ですので、資材の高騰による工期の延長とかいった特記事項は、特段定めておりません。あくまで工事でなくて設計の段階ですから、その辺、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

分かりましたけど、私もちよつと素人な所ありますのでちょっとあれですけども、しかし、基本設計をやったときに、13億でできるかどうかっていうのは、押さえがなければおかしいんでしょう。それなので事前に、事前にそういうことができるかどうかっていうのは押さえて、契約する前にある程度話とか何かするわけでしょう。もうそこら辺の答弁は私わかりませんけども、もういいです。ですから私は、とにかく今の答弁を聞いて、ちょっと不安も思いました。それから3番目について移りますけど、財政に影響ないかっていうことですけども、国の借金もこれまで1000兆円あると言ってきたのが、2019年度末で、1114兆円となり国民1人当たりの借金が約885万円という発表がありました。地方財政に影響がないと言えないと思います。町長も昨年6月議会で将来負担のかからないようにと答弁しているが、当初の13億円の建設計画の見直し、検討してみた経緯があるのか、伺いたい。

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

13億円という額につきましては、基本計画の中で示させていただいている額でありますて、今後やはりこの基本設計をやっていく中で、当然、そういったものも詰めていく事になります。当然それから、今後、予想される国の財政の事もございますので、そういったものを、今後見ながら、してることでありますが、現在のところ、基本計画に基づきながら、基本設計の方で進めるような形で進めております。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

どうも歯切れが悪いっていうんですかね。私一足飛びに、計画の見直した経緯があるかどうかっていうのは聞きませんけれども、どうも歯切れが悪い。例えばですよ、悪化する、ティクアウトとか、それからマスクを作ったりして、町民の皆さん頑張っておるんですけども、そういう中で、例えば町長が将来負担のかからないようについて、自分が発言したことについて、認識しておるなら。例えばですよ、これは僕の考えですけど。悪化する経済状況を考えれば、少なからず保健福祉センター建設、これ約4億だか5億ぐらいかかるような計画だと思います。見送り、周囲に既存施設が幾つかあるわけですよ。下川診療所もそうだし、それから、中央小、元の中央小学校があります、あると思うんですよ。そういうものの活用を考えたらどうかと。そういう考えは全然、いまだにありませんか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

ありません。そういうことです。ですからそういう状況の中で進めると。それぞれの公共施設、以前も公共施設管理計画の中でお話をさせていただいたとおり、今までのそういう施設が、公共施設がたくさんあることも間違いません。ですからそのことについては、以前もお話をさせていただいたとおり、再利用するのか、いわゆる解体していくかとかいうことを決めなきゃいけませんが、今の医療センターをですよ、以前もお話をさせていただいたとおり、山本議員も当時、行政側でしたので我々は今の東栄病院の現状を見ていただいてもわかります通り、あの施設の中では無理だという判断の中で今まで、行政側も含め、積み立てをし、病院建設のための基金を積み立ててきたわけです。それに目標に向かってきたわけでありますし、その中で、我々が東栄町の住民が安全で暮らすための、医療としての最低限の守れる範囲を何とかして、今後もですよ、したいということで建設計画始まったわけであります。それから地域包括ケアの中では、医療、福祉、保健等が連携して、いわゆる取り組んでいくことが、我々の地域にとって必要だということから、今回、併設の案であります。保健福祉センターは、山本議員もご承知のように、当時県が、いわゆる自治体間の中で、保健センターの建設という整備が、何年かちょっと忘れましたが、そういう状況の中で検討してきた。東栄町は、保健センターができませんでした。愛知県の中で唯一、我々の地域、私の地域だけが保健センターがないという状況。ですから、そういうことも含め、我々の医療スタッフ、それから福祉、介護のスタッフもあり余る状況ではないわけです。ですから、一つの施設の拠点を作って、そこで連携し合って、今後進めていくという状況の中での、この基本構想ではないんですか。基本計画だったと私は思って理解をして、ですからそういうことをもって、住民懇談会に出て説明をしてきたと思いますし、議会にもお話をさせて、そういうことが議会の中でも先ほど言いましたよう

に、予算の段階での説明不足だったり、そういうことが理解されなかつたというのは非常に、誠に残念ではあります、しっかりとそういった情報は、今後も進めていきたいと思います。それと、今回のコロナウイルスの関係につきましては、当然、影響があるかないかは今後先ほど1番最初にお話をさせていただいたとおり、当然そういう状況になるかもわからない、精査をしなきやいけないんです。しかしながら我々が望む施設をやはり確定をし、基本設計の中で確定をし、その中で基本設計の中で、先ほど言った13億はあくまで基本構想の中での概略の予算であります。ですから基本設計をやった段階では、その金額も固まってまいります。それに向かって次は実施設計をし、そして来年から建設に入る、このことを、県を通じ国に対してもお願いをしていかなければ、確定してお願いをしていかなきやいけないという状況です。ですからその財源も含めて要望等をさせていただいておる状況でありますので、これは、やはり基本線今言いましたように、何度も言いますように、有床診療所は令和元年度になってからの数年間は続けられるかどうかの検証、そして新たになった時には、先ほど言いましたようにまだまだ病床を持つことが非常に財政に与える影響もそうですし、人のやりくりもそうです。そういったことを含めて、段階的に制限をかけてきているわけでありますので、そのところは、やはり、理解をいただけたらありがとうございますので、何回も同じことを言ってますが申しわけないですが、ご理解をいただきたい。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

町長そんなんだめですよ。答弁になってない。引き続きしっかりと検証していくっていうのは、ここ数年間だと、じゃあ9月に有床診療所も選択肢の一つだということを言ってるじゃないですか。その検証の結果が、そうじゃないですか。そんな、今考えたような答弁しちゃ困ります。とにかく、新型コロナの状況、この不測の事態っていうことを全然町長は頭にないと。あくまでも、平常時に計画をたった13億の医療センターと保健福祉センターを作るんだって。誰が見ても日本そのものが、第2波、第3波が来るということの中で警戒心を高めてる。その中で、平常時に作られた計画を曲げることはできないと、もつと不測の事態が起こったんだから、柔軟な対応するのが町長の役目じゃないですか。いいです何回言っても同じです。私はそれだけを言っておきます。もっと柔軟な姿勢で町政に臨むということが必要じゃないですか。以上で終ります。

議長（原田安生君）

以上で、3番 山本典式君の質問を終わります。

1番 伊藤芳孝 議員

議長（原田安生君）

時間になりましたので、再開をいたします。

次に、1番伊藤芳孝君の質問を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番 伊藤芳孝君。

1番（伊藤芳孝君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答で、順次、お尋ねをいたします。平成は、災害の時代でしたが、令和に入っても、すぐに大型で強い台風が東日本を縦断し、大規模な洪水被害が各地で発生しました。そして、年が明けたらコロナというとんでもないものがあらわれました。少し下火になったとはいえ、第2波、第3波が心配です。そのコロナの影響で、医療崩壊が心配され、医療現場が注目をされていますが、超高齢化のこの地域では、介護の現場も大変な状況で、介護崩壊しないよう、さらなる支援が必要かと思います。今月は、土砂災害防止月間です。そして、これから雨や台風のシーズンになります。大きいのが来ないことを願い質問に入ります。安全安心、防災については、これまで何度も取り上げられていますが、町民の生命財産にかかる重要なテーマでありますので、これまでの確認も含めて改めて執行部の見解を伺います。まず、災害対策本部について伺います。災対本部の設置基準はどのようになっていますか。

議長（原田安生君）

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

お答えします。災害対策基本法及び町災害対策本部条例の規定によりまして、町内に大雨・暴風・洪水・大雪等の警報発令時、あるいは 町内に災害が発生した時、または発生する恐れがあるとき設置いたします。

議長（原田安生君）

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

災対本部を設置した場合は、町民に知らせていますか。

議長（原田安生君）

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

現在のところ、関係機関には、設置の報告をさせていただいております。町民の方には、お知らせしていないため、今後、状況、あくまでも状況判断した上で、とうていチャンネル等で情報提供したいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。町民の皆さんにも、そうした意識を持つてもらうためにも、災対本部立ち上げたんだと。そのためにも知らせたほうが良いような気がします。検討してください。次に役場庁舎は、災害時には揺るぎのない指令基地でなければならないですが、庁舎が被災した場合はどうしますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君君）

庁舎につきましては、町長室、これと政策会議室以外耐震化されておりませんので、被災するリスクは高いと認識しております。被災し、破損あるいは倒壊した場合には、対策本部を別の場所に移す必要がございます。放課後児童クラブ等の公共施設に移すことを考えております。

議長（原田安生君）

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。ほかの場所に移した場合、通信設備はじめ、色々な課題があるかと思います。その辺も訓練に取り入れるなど、検討が必要かと思います。熊本地震の時は、5つの市町の庁舎が損壊して、町の機能がストップし、初動体制が遅れるし、職員の負担も相当なものだったと聞いています。愛知県下54市町村のうちで、耐震が不足し、建て替えの目途も立っていないのは、東栄町だけと聞いていますが、改めて、庁舎建設のスケジュールをお願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

庁舎の建設につきましては、第6次総合計画、後期計画に位置づけをしまして、今後協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番

1番（伊藤芳孝君）

いや、そうか。大事業の割には、さっぱりした答弁をいただきました。災害で、庁舎が損壊したら、本丸が損壊したら過酷な現場環境になります。建設には財源です。そのためにも、医療センターの建設費を抑えるところは抑え、回していただきたいと、そんなふうに思います。次に、防災マップについて伺います。自然災害が発生した場合に、住民が素早く安全な場所に避難するために、避難場所や避難経路、または危険な区域などの、必要な情報を地図上に示し、また、地域における災害に関する正しい知識の普及や意識の向上を図る目的ですが、2年前に改定したいという答弁がありましたがどうなっていますかね。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

防災マップにつきましては、現在、土砂災害警戒区域が見直されまして、避難場等のあり方を検討する必要がございます。これにつきまして、移設あるいは集約を考えていきたいと思います。また防災マップの紙面に、現在整備中の防災行政無線、屋外子局等の施設、様々な情報を掲載いたします。このほか、避難経路ですとか、危険カ所等盛り込んだマップづくりを検討している最中ということでございます。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

いずれにしても、わかりやすいマップを期待したいわけです。これからは、独自のガイドラインやマニュアルが必要な時代になってきます。行政区に近い単位で、その地域に合ったオリジナルの地域防災マップはどうなんでしょうね。その辺のところ、

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

防災マップにつきましては現在、町全体をあらわした1枚のマップとなっておりますが、これを現在の構想の中ではできるだけ詳細な地区単位の複数ページのマップづくりを制作する方向で検討させていただいております。以上です。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。それぞれの地区に相談をかけて進めてもいいかなあと、そんなふうに思います。次に、通信の確保について伺います。大きな災害で電話がふくそうすると、込み合うと、通常の電話は故障でなくとも、発信規制や接続規制がされて、使用できなくなります。携帯も同じです。そうしたときのために、災害時優先電話がありますが、どこに何台指定されているのか。また、そのことを職員は知っていますか、お尋ねします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。災害優先電話につきましては役場の76の0501が指定されております。このほか、東栄医療センター、下川診療所、小中学校、計5台が指定されております。職員が承知しているかとの質問でございますが、これは総務課の一部職員のみ承知いたしております。以上です。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

一部の職員だけということで、どうなんですかね、全職員に周知をすべきかと思います。そしてまた、教育委員会は離れていています。そこも必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今後全職員に優先電話の件報告させていただきます。教育委員会の優先電話につきましては、委員おっしゃられるとおり、少し離れているところですので、必要性を感じておりますので、今後検討させていただきます。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

その、災害時優先電話が通信回線の故障などで使用ができなくなった場合は、衛星携帯電話になりますが、どこに配備をされて、また訓練等では実際に使ってみえますか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。衛星電話つきましては役場本庁舎、愛厚すぎのきの里、東栄医療センター各1台計3台配置しております。また、防災訓練時に通信状況確認するため訓練をさせていただいております。以上です。

1番（伊藤芳孝君）

衛星携帯が一般の携帯のように、誰でも簡単に使えるものではありません。またバッテリーですので、月に1度は試験をして充電をしたほうがとそんなふうに思います。次に避難行動について伺います。災害対策基本法では、地域防災計画で発令基準の作成が義務づけられています。2年前の答弁で、基準を明確にし作成したいと言われましたが、昨年5月に、気象庁は避難のタイミングをわかりやすくするために5段階の警戒レベルを設けましたが、これが発令基準と理解していいんでしょうかね。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

避難勧告等に関するガイドラインを参考にしまして、通常は周囲の状況を確認した上で、5段階の警報レベルを基準とし、勧告、指示を発令することとなります。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

災害時は、命を守ることが最優先です。1番大切なことは死なないことです。早めに避難する事なんですが、気象庁から警戒レベル4相当、土砂災害警戒情報が出された場合、町から避難勧告や指示が出されなくても避難行動をとったほうが良いという考え方でよろしいですかね。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

避難勧告等に関するガイドラインが平成31年3月に改訂されました。この中に、住民は自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動を取るとの方針が示されました。このほか、避難の判断材料といたしまして、5段階の警報レベルを明記して、防災気象情報が提供されることとなりました。このことから、避難勧告、避難指示を待たずして、早い時期での避難行動が大変重要となります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。それでは。避難勧告や指示、避難指示は、避難所へ行けという事ではなくて、自分でより安全な所へ避難するという、そういう理解でいいですか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。この件に関しましては、台風を例に挙げますと、町は気象情報、気象状況、周囲の状況を把握し、警戒レベル3、4が発令したとき、このほか必要に応じて警戒レベルが発令する前に、各地区の区長さんたちの協力のもと、避難所を開設させていただきます。以後、町災害対策本部から避難勧告避難指示を発令し、避難を促しますが、必ずしも町指定の避難所へ移動しなければならないというものではございません。自宅待機、ほかの安全な建物への避難、安全な地区への移動、をしていただいても構いません。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はいそうなると、個人個人の動きをそれぞれの地区で、事前に把握をしておかないと混乱が起きてくると、そんなふうに思います。組長さんも、心配になってくると思います。その辺は今後の課題かと思います。次に、避難情報等の周知方法、教えてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長（内藤敏行君）

はい。基本的にうえいチャネルと防災行政無線により周知させていただきます。
以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。その辺もまた課題が出てくるかと思いますけど、これからのことだと思ってます。それと今回は補正に上がっていますSアラートシステム、これも入ってくるわけですねそこへ、はい。それでは次に、避難所について伺います。これまでの答弁で土砂災害警戒区域内、または耐震基準に満たない施設が、指定の見直しや耐震化等で対応したいということでしたがどうなんですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

土砂災害警戒区域内の避難所あるいは耐震基準に満たない避難所につきましては、指定の見直し、又は耐震化が必要と考えております。本町におきましては40カ所以上ある避難所の集約また中長期に対する避難所の指定、耐震化の実施は、早急に対応しなければなら

ないと考えております。6月以降に各地区的代表者と意見交換を行う機会を設定し、各地区住民の意見を反映し、公共施設管理計画と協調しながら、検討していきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

ここは大変大事なところです。自主防災会や防災士さんも含めてしっかりと検討してください。避難勧告や避難指示が出ても自宅待機がほとんどなんですね。全国的には、平成30年の調査では避難所へ行くのは0.5%だそうです。耐震補強など、お金を使わなくても、立派な小学校や中学校の体育館始め安全な建物があります。人口3,000人の町に45カ所の避難所は異常だと思います。運営も大変です。それぞれの地区の皆さんとよく話し合って進めてください。次に、避難所は自主運営が基本と言われますが、誰が開設するのか、また運営マニュアルはあるんですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

町は災害の種類に応じてその危険が及ばない場所、施設を指定し、必要に応じ開設いたします。実際のところは、各地区的区長様にお願いし、開所等の対応、避難、避難者の受付、役場との連絡調整などの業務をお願いしております。過去に作成した避難所立ち上げの運営マニュアルはございますが、今後修正を加えていきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。早めの避難を呼びかけているわけです。警戒レベル3、避難準備、高齢者等が避難を開始する警戒レベル3ですが、避難勧告が出ていない段階で避難所開設という理解でいいですか。レベル3で動き出す人もいます。行ったらまだ鍵もあいてないと言ったら困るもんですから、お聞きします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。状況を判断いたしまして、警戒レベル発令前あるいは警戒レベル1、2の段階でも早めに避難所開設いたします。そして町民の避難に備えたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

大災害の様子をテレビで見ていますとボランティアセンターが大変です。そういう所のしっかりとした研修やね訓練も備えてください。次に、避難所のトイレですが、停電や断水になった場合、体育館や何かのトイレが停電や断水の対応になった場合について伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。停電が発生した場合、自主防災会が所有する発電機あるいは個人所有の発電機の使用をお願いしたいと考えております。現在、発電機購入の補助を行っておりますのでぜひ活用していただきたいと思います。また多くの世帯で所有していただきたいと思います。断水時のトイレの対応につきましては、仮設トイレの設置、あるいは下水道利用のマンホールトイレで対応していきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番

1番（伊藤芳孝君）

はい。次に、土砂災害について伺います。ここ数年、大雨による土砂災害が全国で多発し、多くの被害が出ています。戦後植林した杉やヒノキが成長し、自然の状態ではありえないほどの重量が急斜面にかかりっています。本町は面積の91%を急峻な山林がしめ、地震よりも大型台風やゲリラ豪雨による土砂災害が大変心配になります。6年前に広島で74人が死亡した教訓を踏まえ、土砂災害防止法が改正され、県が指定する土砂災害警戒区域が見直されました。広報6月号に掲載されましたので答弁は結構です。ここに丁寧にしてくださいました。平成24年の答弁では、警戒区域は107カ所でした。それが今回、この広報

によると 640 カ所です。東栄町中、警戒区域です。設楽や豊根よりも多いと聞いています。こうした危険カ所は、被害の未然防止のために砂防や急傾斜地対策などの治山事業を進めていますが、最近の実績と今後のスケジュールを伺います。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい。治山工事の実績ですけども。工事の場所です。平成 29 年度が 12 カ所、平成 30 年度が 10 カ所、令和元年度は 18 カ所でした。今年度につきましても、今のところ 6ヶ所の工事予定地の連絡を県から受けております。なお、今後も町内の危険カ所の改善要望を取りまとめ、今年度、工事対策、工事対象とならなかった要望につきましても、継続して、県へ依頼していきます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番

1番（伊藤芳孝君）

こうした事業は、時間と費用がかかりますが、災害防止のために、また大きな雇用のある土木業界のためにも、しっかりと県へお願いしていただきたい。私たちもできるだけの協力はいたします。私が大変気にしておるところがあるんですが、本郷駐在の上の皆伐した山があるんです。あの辺一帯は、伊勢湾台風でもかなりの被害を受けました。特に、危険カ所の中でも、弱いところです。そこが、5、6年前ですかね、工事が途中までは進んでいたんですけども西の方から、ストップしちゃって何年かたちますが、今後の予定を伺います。

(「議長、事業課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

下岡本になるかと思うんですけども、急傾斜地につきましては、当時、用地難により途中で終わってしまったと聞いております。最初の施工からは時間がかなり経過しております。事情も変わってきているかと思います。また、要望も、お聞きしておりますけども、一度やめてしまった事業を再開するっていうのはなかなか難しいものでありますけれども、本町の方で、用地を調べ、承諾を終えた後に、愛知県の方に要望していきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。再開は大変ですか。そうですね。次に倒木被害について伺います。倒木です。道路沿いの山側斜面で成長する、広葉樹がどうしても明るいほう明るいほうへと道路側に枝を張ります。大木になると、大雨で地盤が緩んだときに、風が吹けば重力もあり道路側に倒れます。通行止めとなり、場所によっては集落を孤立させ、電力線や通信線を切断し、電柱をなぎ倒し、大きな被害が発生します。こうした倒木による被害は、最近、どのぐらい起きていますか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

倒木の被害ですが、まず、停電についてでございます。電力会社に問い合わせたところ2017年には4件、2018年には17件、2019年には3件、2020年には1件、倒木による停電が発生しております。このほか、倒木による通行止めとなる事態が、台風等発生時に町内各所に多数発生しております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

その年々にもよりますが多くの被害が発生をしています。こうした被害を未然に防止するための対策はどのような検討がされていますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。まず停電についてでございますが。中部電力さんによりますと、停電発生時の応援体制の強化、自治体との連携による、電線等の破損状況及び報告の強化、倒木の恐れのある樹木の伐採推進等の強化策が打ち出されております。本町といたしましても、協力していくたいと考えております。倒木による通行止めが発生した場合は、県の建設事務所への報告や建設業者あるいは森林組合等に連絡をとり、早期の通行止め解除に対応しております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。倒木による、未然防止の意味からですね。県の森と緑づくり税、それから国の森林環境譲与税などが活用して、自力で対策をどんどん打ってもらいたいんですけどが、その辺はどうなんですかね。森と緑も、いつまでも続くとは思いません。今二重取りだと言つてゐる話も聞きますので、あと残り8年かもわかりません。そのぐらいの間に、しっかりとした道路の危険なところを直してほしいと思いますが。

（議長、経済課長）の声あり

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい。おっしゃるとおりで倒木の対策につきましては、現在行われています、森と緑づくり事業において、人工林の間伐なんですけれども、防災減災やライフラインの確保のために間伐が必要な森林を事業対象地としてます。また、森と緑づくり事業もおっしゃるとおりで、昨年度から10年間継続事業ということで、現在このような形で事業を進めています。森林環境譲与税の財源とした、間伐材の搬出補助事業というのも行っております。これは、切った材を取り除くということによりまして、被害が少なくなる効果もあると考えられます。今後も、倒木による被害の減少といった防災や減災のためにこのような事業の活用を検討していきます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

道路沿いのそうした間伐は、これ電力会社も通信会社も全て絡んできます。相当段取りよく進めていかないと、簡単にはなかなかできないもんですから、早目に手を打つていていただきたいと、そんなふうに思います。広い範囲ですが、優先順位をつけて対策をお願いしたいです。国道以外は、本郷の三ツ組や桑原などが何度も被害に遭っています。そして、そうした孤立するような所はまた最優先でやっていただきたいと、そんなふうに思います、よろしくお願ひします。最後に、学校の安全安心について伺います。まず、通学路の安全についてですが、子供たちが安心して学校に通える環境を整えることは、私たち行政に携わる者の使命であります。統合以来、森山坂の樹木の伐採や市場交差点の改良、グリーンベルト滞の設置など対策を講じていただきましたが、以下、お尋ねをします。有識者会議によると、南海トラフ地震での本町の震度は6強と言われています。震度6強では、補強されていないブロック塀はほとんど倒壊するようです。一昨年の大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊により小学校4年の女の子かかわいそうなことになりました。直ち

に県立学校の緊急点検が行われ改善されているようですが、本町の通学路についてはどのような状況でしょうか。

(「議長、事業課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

ブロック塀につきまして、平成30年度に愛知県から通学路等の緊急点検の依頼を受けまして、小学校へ徒歩で通学できる範囲の、本郷、下川地区の道路を点検しております。調査宅が空き家不在の場合は、敷地に入らない点検としたため、基礎などが点検できない箇所があり、詳細に調査した場合は、結果が変わってくることがあるかもしれませんけれども、38箇所のブロック塀を調査しまして、高さ、厚み、傾斜、ひび割れなど7件の不具合が見つかりました。通学路につきましては、34カ所のうち6件の不具合となっております。結果につきましては、所有者さんに県作成のパンフレットとともに、後日報告しています。点検当時は民地であったため、とりあえず点検と結果報告となっていましたけれども、今後、解消に向けて検討していきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

危険なところが6件と7件、13件でしたかね。まだ改善はされていないようですが、相手のある話で大変難しい面もあります。ですが市町村によっては補助を出しているところもあります。優先順位をつけて、少しずつでも改善したいと、そんなふうに思いますが、どうですか。

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

はい。失礼します。ごめんなさい先ほどの件ですけども、通学路については、そのうちのっていうことで、あと、不具合は7件ですんでよろしくお願ひします。ブロック塀の除去につきましては、所有者さんの施工となります。所有者さんが、相談要望がないとちょっとできない状況なんんですけども、本町としましては補助制度を検討していきたいと思います。今後所有者さんと相談をしながら、計画を作成して、推進していきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。なるべく理解していただきたいと、改善していただきたいと、そんなふうに思います。次に、万場通りの通学路に老朽化して北側に傾いたままのそのまま傾いたまま放置された空き家があります。危険なだけでなく、火災、防犯、景観、衛生上の問題もあり、地元の人たちも大変心配をしていますが、どのような検討がされていますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。この空き家の件につきましては、平成29年4月に住民からの倒壊の恐れがあるとの相談により、総務課及び事業課で協議させていただきました。この家の持ち主の方が福井県在住の方で、平成29年5月には総務課より所有者に連絡し、状況をお伺いしたところ、解体の方向では考えているとの回答を得ております。しかし、資金面の事もあり今すぐ対応できないとの回答でございました。以後、数回、家屋の所有者に連絡していますが、色々と検討しているが結論に至ってないとの回答であり、現在に至っております。今後も定期的に連絡し、対応していく予定でございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。粘り強い説得も必要ですが、平成27年に空き家対策特別措置法が施行され、また、空き家等適正管理条例も制定をされています。通学路の安全、良好な生活環境の保全からも、さらなる努力をお願いいたします。次に、防災教育について伺います。避難訓練はされていると思いますが、高齢化が進む中で防災力の向上を考えた場合、児童生徒を対象に将来の担い手やつなぎ手として育てる必要があり、それが、郷土愛や、自助、共助、強いて言えば消防団活動などにつながっていけば、山里の将来も明るくなると思い、お尋ねをします。学校現場では、どのような防災学習、訓練がされているのか。また、副読本のような教材はあるのかお伺いをいたします。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

はい。防災教育につきましては、小学校、中学校ともに地震、火災、不審者侵入などのテーマを設けた避難訓練や防犯教室を計画的に行っております。なお定まった副読本等はございませんで、そのテーマに沿った資料等を用意して活用している、というふうに聞いております。小学校では、年3回の避難訓練のほかに講師を招いての防犯教室や交通安全教室の隔年実施、それから、災害時の保護者への児童引き渡し訓練などを行っております。中学校も同様に、避難訓練や、今年度は消防署による救命講習会、それから役場防災担当との防災学習などを予定しております。お願いします。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。私が思っていた以上に、さまざまな取り組みがされていることがよくわかりました。一昨年の台風19号の足込の山崩れや栗代の民家を直撃した倒木を見た時に、私はこんなことをすごく思い浮かびました。こうした現場を、山に住む子供たちに見せてやりたいなあと思いました。私が小学校5年のときですかね、伊勢湾台風、大部の被害が出ましたけど、今でも、鮮明に覚えています。何も言わなくても、そういった現場を生で見るだけでいいんです。テレビで見るのとは全然違います。こうした場合、町のバスでいったらどうだろう、そんなこと言ったら、この教員の多忙化の時代に何言つとるだと言われますかね。その辺、どうなんですかねそういう視察とまではいかなくとも。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

はい。未来の町を担い、現状でも非常に大きな力を発揮できる中学生に、防災の意識や災害への対応の意識及びスキルを高めるということが必要なことだと思います。特に、郷土における災害に対しては、議員さんご指摘のとおり、経験を通して当事者意識を持って受けとめることは、非常に学習としても高い効果があるというふうに考えております。ただ、災害現場、危険を伴うことが多いですから、まずは安全を第1に考えなくてはいけません。それから、万一被害者がいらっしゃる場合には、こうした方の思いを優先するといった配慮も必要になってくるかというふうに考えます。各地域、地区の防災訓練の参加については、中学校小学校それぞれ先生方からお話を聞いていただき、できるだけ積極的に参加をするようにというふうに働きかけていただいておりますし、それ以外の様々な地区行事への参加も働きかけて、地域の1人としての意識を強く持って育つように、そしてから地域のために役に立つ、人として育つようになるように目指しているところであります。町内の災害状況については、とにかく最低限情報として知らせて、それから今後ド

ローン等が導入されれば、そうした映像等も含めて間接的に見せることも含めまして、地元の災害対策への意識を高めて、1人の町民として町を守っていく意識も育ててまいりたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。あの現場を見たのは、大人でも、町民の中の数十人ではないかなと思います。あの現場を見ておけば、避難勧告などが出たときの対応も違ってくると、そんなふうに思います。25年前の阪神淡路大震災では、救助された人の約8割が近隣住民によるものと聞いています。本町では、平日の昼間は、多くの若者や高校生が町外で過ごしており、町内に残っているのは高齢者や子供です。地域の状況をよく知っている中学生は、貴重なマンパワーになると思います。自分の命を守ることも大切ですが、助ける側にも回る。消火栓やAEDの使い方など、できることは身につけて、復旧や救助にも、中学生も向かう、こうした意識づけ、そんなことも大事かと思いますが、その辺はどんな取り組みをされていますか。

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

はい。議員おっしゃるとおり、災害時については、中学生も貴重なマンパワーになるかと思います。そのために、町の防災訓練などの際には、地元の、地元で訓練に参加するなど、防災意識の向上に努めています。中学校での防災教育は、自分の命を守ると同時に地域の人々を守ることも視野に入れた訓練や学習を行うこととしておりまして、6月には自分や他人の命を守ることをテーマにして消防署員を外部講師として、救命救急の方法を学ぶこととしております。また、9月には、生徒みずからが地域の人々を守ることをテーマに役場の防災担当者らと防災に関するディスカッションを行いまして、地域防災のあらましを知るとともに、中学生との中学生としての使命を考える防災教育を行う予定です。こうした学習を通じまして、災害時には自分が何ができるのか、何をすべきなのかを判断し、行動に移せるような意識づけをしていきたいと考えております。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

はい。恐れ入りましたっていうとこですね。私たちの時代とは全然違いますね。やって

くれておることが。いらん心配をしたようでもあります。時間がちょっとありますので、関連で、少し2、3お願ひします。今問題になっていますコロナですが、学校現場のコロナ対策というようなものは、どんな取り組みをされていますか。

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

5月の25日から分散登校をさせていただきまして、その分散登校それ自体もコロナの感染を広めないための方法であります。学校の中で100人、52人を概ね3つぐらいのグループに分けまして、それぞれが一緒に重複しないように学校へ登校するという方法をとりました。6月1日からは、全員、登校するようになったわけでありますけれども。まずは、本町の通学の手段としてのバスがクラスターを生みやすい状況でありますので、極力、人を少なくしたいという事とそれから換気を、確実に窓を開けて、動くようにさせること。それから、当然中ではマスクを着用して、大きい声で話したりする事が無いように、過去の学校生活とはちょっと随分違うわけですけども、楽しくお話をとか、給食でも楽しく会話をしながら食べましょう、という方針で来たわけでありますけれども、現在はもうそういうことは一切、抑える形でやっています。小学校については3年生が26人ということでちょっと数が多いですから、教室だけでは足りませんので、別の部屋へ2つに分けてやらせていただいております。それが大きなところかと思います。中学校に関しては給食を2階、中学生、体も大きいので、部屋が広くでも結構密になりますので給食を2階と3階の各学年を分けて、それから、当然の事ながら、極力、菌がたとえあったとしても移らないような、準備だとか、自分の箸と歯磨き粉とか歯磨き歯ブラシを毎日持ってくるだとか手袋持ってくるマスク持ってくる等の、対応して、極力、感染が無いようにという事で進めております。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

医療センターでは、テレビで見るような新しい検温器を、最近、本当に最近使っていますが、学校ではそうしたものはどうなんですか。

議長（原田安生君）

通告に無い質問でございますので。

1番（伊藤芳孝君）

学校の安全安心で関連で、最後です。お願ひします。

議長（原田安生君）

答える。

（「議長、教育長」の声あり）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

早い時期に注文をさせていただきました、検温装置。各家庭で、家庭用のもので計つてくことになりますけども、そうは言っても、十分ではない事が考えられますので、玄関で図れるようなものを注文しましたが、実は、まだ届いていません。品薄のために、3月の早い時期に注文をしたんですが、現在まだ届いてない状態で注文済みであります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

もう1点だけ、関連学校の安全安心の関連でもう1点だけお願ひいたします。私も交通安全週間等には、通学路に立つこともあります。最近、ヘルメットをあまり見ないんですね小学生は。その辺のヘルメットの指導については、どのような事をされていますか。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

はい。ヘルメットでございますが、小学生は、学校の教室の机の椅子の下に置いてあります。中学生は、机の横に掛けてあります。いざという時にはすぐ、それを付けて着用して、有事の際には、いつでも使えるようにしております。あと、家庭では例えば自転車乗る時には、ヘルメットをかぶり、これは交通安全対策でもありますけども、指導しておりまして、その部分については家庭で用意したヘルメットを着用してもらうようにお願いしているところであります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

時間を心配しての質問でしたけど。簡潔な答弁をありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（原田安生君）

以上で1番、伊藤芳孝君の質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

再開は、14時ちょうどにいたします。

4番 浅尾もと子 議員

議長（原田安生君）

再開いたします。次に4番 浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番 浅尾もと子君。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。大きな1問目は、東栄町の透析、救急、時間外診療の再開、入院ベッドを守るために質問いたします。私は新人議員として、この1年間、入院ベッドを守り、救急時間外診療の再開、そして、透析中止の撤回を訴えてきました。この要求が超高齢化する東栄町、北設楽郡のまちづくりの基礎であり、町民の願いだと確信するからです。北設楽郡医師会は、平成30年6月、医師会の総意として、無床化は反対。有床診療所であるべきだという要望書を町に提出しました。東栄医療センターの入院ベッドが無くなることは、北設楽郡で唯一の入院できる医療機関がなくなることです。北設は、高齢者の人口比5割、高齢者のみの世帯が4割を超える超過疎高齢化の地域です。医師会会长の伊藤幸義先生が、誤嚥性肺炎の場合、診療所に、総合診療科と入院の受け皿があれば対応できる。1時間もかけて、救急車で新城まで運ぶなんて考えられませんとおっしゃるとおり、この地域に5床でも10床でも入院ベッドを残さなくてはなりません。村上町長も、町の医療は絶対に守ると言います。しかし、町長の言う医療とは、一次医療、すなわち外来診療のことです。3月議会の町長の答弁。当然、患者数を見ながら廃止する科目も出てくるかもわかりませんという曖昧な方針ならば、現在の外来、整形、耳鼻科、眼科、精神科などの診療科が今後守られるという保証はありません。東栄町の医療危機の原因は何でしょうか。この1年間の議会で、私は、住民不在の一方的な行政運営とリーダーシップが欠如した、村上町長の不誠実、無責任な言動が明らかになったと思います。第1に、町の医療センター等基本構想、基本計画は、その方針の土台となつたとされる地域包括ケア推進協議会の委員の要望が反映されていないという点です。同協議会の議事録から、この間の流れを改めて紹介いたします。第1回目の会議、平成29年5月、村上町長は、医師の確保が非常に厳しい、現在3名、最悪の場合2名になってしまふ、看護師も辞める方も多いと挨拶し、7月の第2回の会議で、町は早くも無床診療所建設を提案しました。しかし、平成30年3月の6回目の会議では、委員から委員長夫妻がいなくなると無医地区になるという医師確保の問題提起があり、同年11月の7回目の会議では、東栄町は根本的に賃金が安いので来ないという看護師不足の理由も指摘されました。そ

の上で協議会は、東栄病院の入院ベッドを全て無くすのは住民の不安が大きいとして、自宅で療養できない人を一定期間受け入れる入院機能のかわりの施設を、新たな診療所の隣に建設してほしいと町に要望したのです。しかし、町は、平成30年3月の協議会で、代替施設の整備案を取り止めると報告しました。対する協議会の委員は、団結してこの会議の後、新たな代替案を町に早急に検討するよう要望書を提出します。町はどのような対応をしたでしょうか。3月の会議から実に8カ月後、平成30年11月突然の会議を招集し、代替案の断念を最終的に報告したのです。町は、医師、看護師をどう確保するかという課題を無床診療所の建設問題にすりかえ、入院の代替施設の要望さえ反故にしました。それが町の基本構想、基本計画です。2つ目は、今、町が進める新医療センター建設計画に、町民の意見や要望を直接聞く機会が設けられていない点です。私が住む三輪区では、昨年2月以降地区懇談会は開かれていません。昨年6月議会で、村上町長は厳しい現実を見据えながら町民と対話すると述べました。しかし、町長が行ったのは対話ではなく、昨年9月の人工透析中止という一方的な医療の切り捨てでした。さらに、役場内に6つの会議を設置し、町民、議員の傍聴も許されない、事実上の秘密の会議で建設計画を進めてきました。村上町長に対する町民の思いは、昨年9月に実施された住民意識調査に如実に表れています。今年5月公表の結果によると、地域医療に対して満足、やや満足と回答したのは、尾林町政の平成26年度調査の64.7%から18.3%へと急落、満足と答えたのはわずか2.4%でした。3つ目は、村上町長は、平成28年自ら決めた総合戦略に記した、郡内唯一の総合的病院である東栄病院の機能充実、安心して暮らせる医療環境を確保という政策を実現する十分なリーダーシップを發揮してこなかったという点です。政治家として失格だと思います。町長はこの1年間で、人工透析を中止し、令和元年度の医療スタッフ募集を中止し、愛知県の地域医療対策協議会の委員を辞任しました。町長は、この協議会の前身、地域医療支援センター運営委員会の委員でもありました。町長は当選直後の平成27年度の会議は全て出席しましたが、平成29年度8月の会議に出席して以降、10月、3月、翌年、平成30年の9月、3月と連続4回欠席し、さらに31年度に改組された地域医療対策協議会では1度も出席することなく辞任しました。これでは県に東栄町の窮地が伝わるはずがありません。そのほかにも、リーダー失格を裏づける重大な疑惑があります。愛知県の医務課及び新城保健所との面接記録から改めて紹介します。平成30年7月、村上町長は、丹羽委員長と対等に話ができない状況だと報告しています。町長はその理由について、丹羽院長が代替施設の検討が進まない状況が出てきたころから有床診療所が必要という考えに心変わりしたためだと推測していました。同年12月19日、東栄病院の廃止、診療所化を決めた12月議会の閉会直後、原田英一前住民福祉課長が保健所を訪問し、無床化の時期よりも、1番の課題は院長と町長とがコミュニケーションが取れていないことと、報告した事實を加味すると、約半年間、町長と院長とは町の医療の将来について話し合えなかったことになります。私は本当に驚きました。医師会、ケア推進協議会、住民意識調査、それぞれ真剣に、入院、代替施設、救急医療を求めているにもかかわらず、村上町長は、県の医療行政の重大な会議を長く欠席し、医療現場との意思疎通も無く東栄病院を廃止したことになるからです。昨年4月の東栄病院の診療所化で、救急外来、時間外診療が中止される中、東栄町内の救急搬送件数が増えています。2019年度は219件、前年と比べて20件も増えました。搬送先は、新城市民病院110件、豊川市民60件、佐久間病院14件、愛知ドクターへリ13件、豊橋市民10件、豊

橋ハートセンター4件、総合青山病院3件、そして東栄医療センターわずか5件であります。町内からは、救命救急入院は命を守る最低限の砦、消滅の町へと加速しているとの声も上がっています。今年度、総事業費13億円の新医療センター、無床、保健福祉センター建設の基本設計、実施設計を本当に進めていいのでしょうか。対する町民や心ある東三河北部医療圏の医療従事者は、今、北設の医療を守るために、真剣に議論し、学び、声を上げて、さまざまな活動をしているところです。そこで以下伺います。まず透析問題について、(1) 今年6月9日現在、町が把握している、町内の①透析患者、②透析を受けている可能性のある方の人数を伺います。次に入院問題です。(2) 東栄医療センターの入院の中止の時期はいつか、既に決裁しているのか伺います。(3) 町民から、救急搬送を断られたという声、事例が寄せられています。新市の消防本部によると、2019年度に搬送しなかった事例が21件あったと言います。搬送するかどうか判断する指針、マニュアルの有無を伺います。4つ目は、町長は3億円の赤字という医療財政です。(4) 自民党、今枝宗一郎衆議院議員が国会で病院事業にぴったりと指摘した、東栄町の地域社会再生事業費を医療センターの充実に使う計画があるのか伺います。そして最後に(5) 町民の意見を聞く地区懇談会はいつ開催するか伺います。大きな2問目は、町民、町内の事業者、医療従事者を守る新型コロナ感染防止の独自施策についてです。私はこの間、町内47事業者の聞き取りをした結果、東栄町の第2期総合戦略、将来にわたってにぎわいを保ち続けるまちづくりの出鼻を折る深刻な地域経済の危機だと感じております。この危機に対して、国が東栄町に4974万円を上限に地方創生臨時交付金を交付します。私は、町の財政調整基金なども活用し、先進自治体の取り組みにも学び、国の交付額にとどまらない支援を行うべきだと考えております。その上で以下伺います。(1) 町民事業者に対する総合相談窓口、つまり、国や県の支援諸制度の申請から、国保料、町税、公共料金使用料等の減免及び猶予申請まで、町民事業者の相談にワンストップで応じる窓口を設置する考えはないか、伺います。(2) 町内医療機関、介護施設職員への危険手当を支給する考えはないか伺います。(3) 事業者に対する町独自の追加支援を行う考えはあるか伺います。午前中の答弁で、今議会で追加で出された支援策についてはご説明いただきましたので、今後の支援ということでおよろしいかお伺いします。以上で質問を終わり残り時間で再質問いたします。

議長（原田安生君）

4番浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは、私のほうから、まず、町が把握している町内の透析患者、透析を受けている可能性のある方の人数伺うというご質問の回答させていただきます。身体障害者、身体障害者手帳保持者で、腎臓の障害で台帳に登録されている方は14名いらっしゃいます。これらの方が透析を受けておられる可能性のある人だと考えております。2点目ですけども、町内医療機関、介護施設職員への危険手当を支給する考えはないか伺うという点ですけれども、今のところ、危険

手当を町独自で支給する考えはございません。以上です。

議長（原田安生君）

次に、医療センター事務長。

（議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは私のほうから、最初のご質問の中の（2）番、東栄医療センターの入院の中止の時期はいつか、また、既に決裁しているのかについてお答えさせていただきます。令和4年4月1日に開所予定の医療センター、これは仮称ですが、無床であることは決定していますが、現在の東栄医療センターの病床の利用を中止する時期については、まだ決まっておりません。以上です。

議長（原田安生君）

次に総務課長の回答を求めます。

（議長、総務課長」の声あり） はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。失礼します。総務課関連の回答をさせていただきます。

最初の質問の（3）、町内の救急出動が増える一方、町民から聞き、救急搬送断られたという質問でございますが、この質問に関しましては、東栄町ではこのようなマニュアルは、救急隊のことでございますのでありません。しかしながら搬送するかどうかを判断する指針・マニュアルについて新城消防本部にお伺いいたしました。結果、ありませんという回答をいただきました。現場での状況判断によるものであるとのことでございました。

次に（4）ですが、今枝宗一郎議員が国会で病院事業にピッタリと指摘した、東栄町の地域社会再生事業費医療センターの充実に使う計画の有無を伺うの回答でございますが、地域社会再生事業費につきましては、これは普通交付税を算定する際の各種費目のうちの一つであります。本年度新たに追加されたものであります。6月が本算定の時期でありまして担当者が算定を行い、算定した結果として普通交付税の中に含まれるものと理解しております。補助金や交付金などのように個別に交付されるものではなく、直接その算定された額を使い施設を整備するといったことにはなりませんが、本年度も医療センターにおいて必要な医療機器の購入や円滑な運営に必要な費用を一般会計より繰り出しているため、医療センター充実の財源ととらえることができるかと思います。次に地区懇談会はいつ開催するかの回答でございますが、コロナウイルス感染症の影響等で延期とさせていただきました地区懇談会については、基本的な感染対策を継続し、開催することとなります。現時点で開催時期は未定であります。以後、状況を踏まえ決定したいと考えております。あと、次に町民事業者に対する総合窓口の質問でございますが、まず、上下水道料金、住宅使用料の徴収猶予、国保、介護、後期高齢者医療の減免または

猶予、町税固定資産税の徴収猶予の案内は、東栄チャンネル等で行っておりますが、固定資産税の徴収猶予の問い合わせは1件あったのみで申請はございません。現在それぞれの担当課が窓口となりまして対応しておりますので、ワンストップで応じる相談窓口を設置する考えはございません。以上です。

議長（原田安生君）

次に経済課長。

（議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい。（3）のさらなる町の経済対策についてですが、現在検討中です。今後の経済対策、追加ですね。新型コロナウイルスの影響が出てくる事業者がさらに増えてくるということが考えられますので、町内の事業者の状況を注視しながら、また商工会とも連携をとりながら支援等を検討していきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。

ただいまの回答に対しまして、再質問はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

それではまず透析の問題、大きな1番の（1）から三遠南信の透析患者の数は、近隣の自治体に伺いますと現在設楽町で16人、豊根村で3人、浜松市の旧佐久間、水窪は最低でも22人、東栄町が14人の方が透析を受けている可能性があるということで、合計すると50人を超えるのではないかというところになります。今後、高齢者、糖尿病の患者さんの割合が多い奥三河の状況を考えたとき、私は、医療センターの透析中止は誤りであり、透析の再開は医療センターの経営にも資すると思います。ぜひ再開していただきたいと思います。議長これは要望です。また、透析患者の通院費の補助、患者さんはとても遅いと言っています。ぜひ早目の交付をお願いしたいと思います。これも要望です。続いて（2）の再質問、入院についてです。医療センターの入院患者数について、5月27日、中日新聞に折り込まれた村上孝治後援会だよりには、1日の平均入院患者は7人と書いています。しかし、なぜこんなに減ったのか、その原因は書いていません。お隣、佐久間病院の令和元年度の入院患者を伺いますと、実に、1日平均46人の入院があるそうです。稼働率は76%、東栄町民も入院されているとのことです。入院患者の激減の理由は、3月議会の町の答弁にあるように、医療センターが救急患者の受け入れを中止したからです。高齢化する地域は、人口が減っても、外来患者は減りますが、入院患者が極端に減ることはありません。しかも、佐久間病院では、東栄医療センターと同じ常勤医師3名と非常勤の医師で入院

ベッド60床、二次救急を守っています。平成30年10月、東栄医療センターの丹羽院長は、愛知県の地域医療支援室に対して、常勤医師4人体制なら有床診療所として十分対応できる旨の発言をしております。入院病棟を安定的に維持するためには、4人の医師が必要です。今年度、東三河北部医療圏を医師少数区域に位置づけた県の医師確保計画、そして、本格的に医師の派遣がスタートした地域枠医師制度も視野に入れて。町長に伺います。あと1人、医師を確保していただけませんか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

私どもも、今ここで、至るまでに、4月からの診療所の状況を、医師の確保つきましても、せんたっての4月の8日、全員協議会でお話をさせていただいて、病院の医師の状況はお話をさせていただいたとおりだと。私どももお願いをしながら、令和2年度につきましては1名の方を県から派遣をしていただいております。そういう状況の中で常勤医師は今現在3名であります、そういう状況の中ありますし、先ほど、事務長がお話ししたように、病床のほうの入院患者のそれぞれの病院によって、それぞれの疾病状況も違いますし対応も違うわけあります。私どもの病院については、実績として、昨年度が7.8人、およそ7人ですね、8人から7人。今年に入っては5人を切っておるという状況です。今一の状況を今推移して4月から見ますと、少ないときは1人とか2人、そういう状況でありますので、以前からお話をしますように、急性期の患者を受け入れるような体制に今東栄病院はなっておりません。したがいまして、どちらかというと、何といいましょうか、入院患者の疾病的状況も含めますと、やはり、今、浅尾議員がおっしゃるように、入院患者が増えるというふうな推移は、今のところはないというふうに思って、それから救急もですね対応ということで救急も今現在は、まるっと全然受け入れをしておりません。これも段階に来た状況の中で受け入れられないという判断の中で、そういう状況を詰めてまいりました消防署ともですね、そういうことでありますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

愛知県の医務課に確認しましたところ、この地域枠医師、今後10年間で最大158名が愛知県から派遣される予定でありますけれども、その派遣の条件というのは、床診療所までであります。有床診療所でないということは、今後の医師派遣がますます厳しくなるということを私は考えます。続いて、再質問いたします。入院ベッドの廃止、透析の中止、その理由を、町長は赤字、医療スタッフ不足と繰り返します。私はここで、愛知県への情報公開で得た気になる資料をご紹介します。それは、東栄医療センターの丹羽センター長夫妻がいつまで東栄町におられるか

という問題です。平成30年12月19日、原田前住民福祉課長らと新城保健所の面接から紹介します。丹羽先生夫妻の動向を問われた課長は、来年度は了解を終えていますが再来年度以降は未定ですと発言。東栄町の医療を懸命に支えて来られたセンター長は再来年度つまり令和2年度以降はわからないと報告していました。そして保健所は、丹羽夫妻が辞めれば院長職は町で確保しろと言います。丹羽院長だけに頼らず、ほかの医師を探す手立てを考え、早目に行動をと言っています。町長に伺います。丹羽先生は、いつまでおられますか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

大変、質問に対する回答が難しいわけですが、先ほど冒頭、浅尾議員が延々と述べられた中にもありますように、丹羽先生に本当に残っていただきたいかどうかというところだと、そういういたところの過去の状況を、コミュニケーションが丹羽院長と取れていないとか、そういう状況の中でのお話をされてるわけ。私ども今おる現状の中で、今年度も先生夫妻には残っていただきたいということを、今までお願いをしてまいりました。それから、新たな医療制度をし、4月の8日に、丹羽院長が、センター長がここへ来て、議員の皆様にお話しされたとおりだと思います。その状況の中で、先生辞めるということは一言も言ってないと思いますし、我々も、現状の中ですよ。入院ベッドを持たない医療施設そのものを、これがもう維持するためにも常勤の医師は必要なわけです。先ほど言いましたように我々の北設楽郡、先ほど言いましたように北部医療圏、東三河の北部医療圏もそうですが、我々の地域だけの問題でもないことも重々わかっています。これはやはり新城市を含んだ、我々北設楽郡3町村が一緒になってですね、将来における人口も見ながら、どういう形でやるのか。先ほど言いましたように、北設の中には民間の医療施設もあります。しかしながら、東栄病院へ、その医療機関の方たちが財政面も含めた援助をしていただけるかどうか。それから患者数も、東栄病院、本当に送っていただける、そういう実績は残念ながらありません、余り。そういう状況の中からするとですよ、我々の自治体の病院を、安定した状況の中で今後維持していくために、我々は今生懸命考えておるわけです。過去の状況は、確かに浅尾議員が言われるように、議事録等見ていただくと色々な意見があります。議会の中にも、当然いろんな意見があるわけです。したがって、我々はそういう意見の中を集約しながら、今後、状況を先ほど3番議員に午前中も答弁させていただきましたが、その経過を踏まえて今があるというふうに思っています。そのところをぜひ理解をしていただきたい。それから、先ほど切望されました、いわゆる北遠状況を見、我々の北設のほうの状況を見た患者数もそうですが、それを、我々の地域の中で、確かに余力があれば見たいのは事実です。余力がないからそういう状況の中で、やむない選択をさせていただいて、透析状況もそういうことになったわけであります。本来なら、そういう状況が続けるのが、それ、1番いいというのは以前の質問で答弁させていただきました。それから最初に冒頭述べられた状況も、この3月議会に全て答弁をさせていただいております。その状況も理解をした上で、ご質問いただければありがたい。以上です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

質問に端的に答えていただくように要望いたします。続いて救急の問題です。新城市消防本部によりますと、東栄町で救急搬送した患者さんを新城市まで送ると往復で3時間半かかると言います。やはり、失礼、救急車を呼んでも、遠い病院に運ばれることを心配して、救急を我慢するという患者の選択も出てくるはずです。やはり医療センターで2次救急を受け入れる体制を整えるべきだと思います。県は、東三河北部医療圏として、新城と北設を一緒に考えていますが、2つの地域は、もともと医師民間クリニックの数、地理が全く異なります。そこで、そのような問題を話し合う県の東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会が設置されています。今年2月7日の第2回会議の紹介をいたします。医師、看護師、薬剤師会の代表、広域連合、新城、設楽、豊根の担当全員が集まる中で、東栄町だけが代理出席ができるにもかかわらず欠席しております。町長極めて問題ではないでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

そういう状況の中で我々が欠席をしたという状況だとしたら、誠に申しわけないと思います。その状況の中で、意見は、事前にお伝えをしてあるんじゃないかなというふうに思っております。そういう状況でありますので、我々は北部医療圏の中で、そういう会議の中、当然そこに集まつておりますので、中身の状況を今ここで持てませんので内容わかりませんので正確には答えられませんが、そのように思っております。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

この2月7日の会議録を読みました。大変な議論になっていますので紹介します。冒頭、愛知県は、新城市民病院で、がんや脳卒中、周産期医療、救急など4疾病5事業を担うと、指定しようとしました。それに対して、北設の医師会長が、周産期にマルがついているが赤ちゃんを産める場所ということかと質問しました。愛知県は、検診のみだと答えます。がん、脳卒中についても、現在の基準に本当に適合しているのかと、新城市医師会長は疑問を呈しています。北設の伊藤会長の発言を引用します。北部医療圏の1番の医療問題は、唯一の中核病院である新城市民病院の専門診療科が無くなってきて、泌尿器科とか整形についても常勤医師がいない。また、新城の中根会長は、開業医は一次医療、つまり総合診療科の先生がやっていることを委

員で行っているんだと前置きして、開業医が、これは専門医に診てもらわなくてはいけないと思ったときに、新城市民を紹介しようにも新城市民にはオーベン上級医師がない。だから、今、実際には、いろいろな疾病の人たちが、豊川、豊橋の南部医療圏に流れている。心臓なんて典型的ですと発言しました。新城市民の院長が、循環器の医師が来ていますと反論しましたが、中根委員長は、ハートセンターから代務で見えているけど入院させられないじゃないかと再反応しています。すなわち、愛知県の会議さえ現状を追認し、医師や自治体を諦めさせようとしています。しかし、それでは何の意味もないと医師会が勇気ある声を上げているのです。北設の医師会長は、自らの経験を交えて患者さんはいると言います。そして、このような機会を通じて、問題はこうだよと要望していくかなくてはならないと。さらに発言を引用します。東三河北部医療圏の基幹病院は、豊川市民病院にしろとなつてもいいですが、そうなつたら私どもの所から距離が遠くなります。新城まで31キロ、豊川市民まで49キロ、このことを考えると、この二次医療圏の中に基幹病院はきちんとあるべきで、専門医療科で少なくとも何かと何かはなくてはならないと縛りを設けるべきではないか。住民福祉課長に伺います。この議論に参加すべきだったのではありませんか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

どういった形で、ちょっと欠席になったのかっていうのは、この場ではちょっとわかりませんので、ちょっとお答えできない状態ですいません。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

では、次の質問に参ります。地区懇談会についてご答弁いただきました。この1年間、私は繰り返し議会の中で、地区懇談会はいつ開催されるのかと質問してまいりました。村上町政による本当に無責任な答弁が続いております。昨年6月議会では、地区懇談会は年度中の早い段階でと答弁しました。9月議会では秋から冬にかけて、12月議会では1月から2月にかけて、3月議会5月の連休明けに、そして、今議会ではコロナの影響で開催は未定となっています。議会で答弁したスケジュールを4度も変更しても、村上町長には反省の弁さえありません。私は、3月議会で森田議員が、子供から高齢者まで、みんなが使う公共施設として、公共施設としての医療センターだと訴え、パブリックコメントの実施を求めたことは大切だと思います。要綱には、パブリックコメントの対象について、広く町民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定または変更と書かれています。まさに医療センター建設ではないでしょうか。それを町長は、この要綱を守らず一方的な報告で済まそうとしています。村上孝治後援会だよりには、6月議会の開会に先駆けて、8月までに基本設計を完了し、概算事業費もこの時点で明確になり、議

会に報告し、住民の皆様にも公表してまいりますと書かれています。しかし、今必要なのは、説明、報告ではなく対話であり議論であり、町民の意見を聞くことだと私は思います。町長、先ほど御紹介ありましたけれども、4月の8日に開かれた丹羽センター長を呼んでの文教福祉委員会協議会について、後援会だよりではこう書いています。議員の皆様に、センター長がみずからお話ししていただきました。しかし、実態は、会議の直前に配られた文書を丹羽先生が朗読して、即座に退出されたのであります。議員から、会議そのものがおかしい。開く必要のない会議だと、不満の声が上がったものです。協議会は非公開ですから、この実態を知るのは執行部と議員だけであります。丹羽センター長の文書も、自転車サイズの診療所の仕組みについて十分な議論がされていないとあります。そして、各種会議が開催されているが、有効に機能していない。さらに、現在、町内の各事業所は、それぞれの存続の危機に瀕し、極端な視野狭窄状態にある。会議を運営する力が、現在の東栄町には不足している。地域が崩れていく流れを押しとどめるだけの人材が育成されていなかった、とも書かれています。丹羽先生は、重ねて、私たちに議論を求めていた。私はそのように読みました。私は、町民の意見を聞かない医療センターの建設設計画は一旦中止し、町民全体で議論し、優先順位の高い要望を取り入れる形で、大きな見直しを行うべきだと思います。もう町の秘密会議は中止するべきです。東栄町に不足しているのは、医療スタッフやお金ではなく、村上町長の議論を積み上げる力、リーダーシップです。町民の声に耳を傾ける姿勢を失った政治家に、町政を担う資格がないと私は考えます。最後の質問です。町長は辞任すべきだと考えますが、その気持ちはありますか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

全くありません。一生懸命この任期を全うさせていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

質問は以上です。

議長（原田安生君）

以上で、4番、浅尾もと子君の質問を終わります。

----- 6番 伊藤真千子 議員 -----

議長（原田安生君）

それでは、時間になりましたので再開をいたします。

次に、6番 伊藤真千子君の質問を許します。

(「議長、6番」の声あり)

はい、6番 伊藤真千子君。

6番（伊藤真千子君）

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。令和元年4月の人口は3195人、高齢化率49.8%、令和2年度、4月の人口は3104人、高齢化率49.52%、人口の約半分が高齢者世帯となっています。今後は、家庭内における介護の低下、老老介護が問題になってくると思われます。ひとり暮らし、2人暮らしの高齢者世帯にとって、人と会話すること外出することは、元気の源、また、活力につながるのではないかと思います。現在福祉タクシー券交付要綱により、対象者を限定し、医療機関への通院のみ使用ができる福祉タクシー券交付事業を行っていますが、30年度の福祉タクシー券支給人数99人、利用者数55人、253万9980円の支出。昨年度の支給人数60人、利用者数36人。200万7000円の支出。また、76万5000円の減額を行いました。執行部は、減額の理由は医療機関への受診者が減ったためと報告を受けました。医療機関への受診者が減った事も1つの理由だと考えられますが、福祉タクシー券の医療機関のみの限定とされているため、福祉タクシー券交付要綱にも問題があるんではないかと思い質問させていただきます。第1、第1条、目的について、東栄町内の医療機関への通院に、高齢者、障害者などに對して福祉タクシー券を交付することにより、健康保持と福祉の向上を図ることを目的とするところでありますが、福祉タクシー券の利用者に確認したところ、医療機関に行く時しか利用できないで悲しい、事業所や衣料品店、食料品店、金融機関、農協、郵便局にも寄りたい、また行きたい時は福祉タクシー券は使えないで、隣近所に頼んだり、子供たちが来るのを待って行ってもらっていると言われている方々もいます。福祉タクシー券の利用頻度を高め、高齢者、障害者などが通院だけでなく、外出することによって、自立した生活ができ、気軽に利用することで、安心して暮らすことのできるように、福祉タクシー券を医療機関の通院でだけでなく、買い物などに、利用できるような要綱の見直しの考えはあるか伺う。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。今のところ、福祉タクシー券の交付要綱に買い物を追加する考えは今のところございません。理由としましては、買い物をどこまで認めるのかという問題もございますし、買い物支援事業、移動販売車との関連もございますので、現在のところは拡張するような考えはございません。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

外出することは他人と触れ合うことで、脳の活性化にもつながり、高齢者、障害者等の方が自立した生活が送れ、健康的な体が手に入ると、調査結果も出ています。今後検討をお願いします。次に、第2、第2条、対象者について、現在の対象者は、1、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者、2、身体障害者福祉法施行規則の身体障害者障害程度等級表の1から3級までに該当する身体障害者手帳保持者、3、身体障害者、障害者程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳保持者のうち、障害者名が腎臓機能障害とされるもの。療育手帳保持者で、その判定区分が、AまたはBのもの、5、精神障害者保健福祉手帳保持者で、1級または2級に該当するもの。6、その他特別な理由により、町長が認めるものとありますが、要支援認定者1、2の方の中にも、福祉タクシー券を必要とされる方々もいると思います。要支援認定者、1、2の方の対応をどのように考えているか伺う。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。要支援1、また、要支援2の方の通院に関しましては、町営バスや予約バス、こちらの方を利用させていただきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

できましたら要支援認定者1の方の対応を、検討をお願いします。また福祉タクシー券交付要綱の対象とならない、非該当者、全く介護の対象にならない人、事業対象者、要支援者の一步手前の方もいます。今後町として、このような方が対象にならないような対応策を考える必要もあるのではないかと思います。4、第4条、交付申請書。福祉タクシー券の交付を受けようとするものは、福祉タクシー券申請書を町長に提出するものとあります、利用者の中には名前が書くのがやっとという方もいます。利用者や家族の了解が得られれば、包括支援センター担当者、また、担当ケアマネージャーの方たちも書けると言っています。申請書に包括支援センター担当者また担当ケアマネージャーの欄を設け、名前以外の必要事項を記入するような対応が可能ではないか伺う。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

タクシー券交付要綱では、交付申請者は対象者本人か、その家族としております。現在の運用におきましては、ケアマネジャー等が、対象者の家を訪問した際に、当該対象者またはその家族に、申請書を記入してもらったものを対象者のかわりに、ケアマネジャー等が、役場へかわりに届けていただければ、受付をし、交付しているというような運用をしております。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

はい、ありがとうございます。今後、福祉タクシー券を、高齢者、障害者等の医療機関のみに使用するのではなく、高齢者の自立に必要するものと目先を変えた考え方を持つても良いのではないかと思います。今後の要綱見直しを含め、福祉サービス向上に期待します。次に、本年度新規に予算化された高齢者安全運転支援装置設置促進事業について、交通事故死者のさらなる減少を目指し、交通事故死者数の5割近くを占める高齢者の事故防止を図ることを目的として行っている事業ですが、東栄町でも高齢者による踏み間違い事故が起きている中、アクセルとブレーキの踏み間違い事故による事故防止、65歳以上の方を対象として、後付けできる安全運転支援装置設置事業は、対象者にとっても良い事業だと思います。65歳以上とありますが、年齢別に4月から現在までの設置状況を伺う。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。議員おっしゃるとおり、交通事故者数の5割近くを占める高齢者の事故防止を図るための後付けの安全運転支援装置、いわゆる、ブレーキ踏み間違え防止の装置でございますが、この設置促進の補助事業を行っております。これに関しましては、広報紙、あるいは、東栄チャンネルでご案内させていただいておりますが、現在のところ、問い合わせが数件あったのみで申請された方はおりません。以上です。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

設置者が少ないとということは、啓発、推進に問題があるのでは、また、本人負担が1割と済むといったメリットもあるので、今後の推進啓発計画を伺う。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

引き続き、東栄チャンネルで、ある程度の期間放映させていただきたいと思います。広報紙5月号にも案内させていただいておりますので、是非とも読んでいただいて設置を検討していただきたいと思います。概ね東栄チャンネルでご案内するのが予定でございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

東栄チャンネルで周知を行ったようですが、操作が面倒で見ていない、声が出ないのでつまらない、文字ばかりで読むのが大変などの意見をいただいている。東栄チャンネルも始まったばかりで操作も慣れで、まだまだ浸透していないのが実情だと感じ、今後は、役場職員が家庭に訪問した時などに、東栄チャンネルの必要性、内容、操作方法等の説明を行い、東栄チャンネルを身近に感じ、1日1回見ていただけるような活動の検討もお願いします。平成29年8月から31年2月に、包括支援センターの80歳以上376人に、心配事について意向調査を行った結果、運転免許ができるかどうか、運転ができなくなったら医療機関、事業所や食料品店、衣料品店、金融機関、農協、郵便局等にも行けない。外出が面倒になって閉じこもってしまう。また、外出手段について、徒歩56人、本人運転自動車、バイク161人、家族、知人の自動車、バイク101人、80歳以上の方が、161人が免許保持者ということがわかりました。また、設楽警察署に昨年度、免許返納者数を確認したところ162件、返納者数が近隣3町村でなく、名古屋市、豊田市、新城市方面から、お墓参りのついで、また住所変更のついでに返納していかれる方もいるようで、東栄町だけの件数を出すには時間がかかると回答いただきました。東栄町の件数、年齢はわかりません。高齢者が返納することイコール自由に動けない、何もできないと感じている方が多いようです。活動範囲が減少する事、外出しない事で、認知症を発症したり、独居老人により、うつなどを発症するリスクが高いとも言われています。この安全運転支援装置設置事業は65歳以上の方が対象なので、介護の被該当者、事業対象者にとても良い事業だと思います。また高齢者の事故防止、自立、健康に役立ち認知症の発症などの予防、防止にもつながると思います。今後の啓発推進に期待します。次に配食サービスについて、町では、調理困難な高齢者の方へ、栄養のバランスがとれた食事を提供する事で、健康で自立した生活を送れるように支援する、を目的に、週4回、1グループ月曜日と木曜日、2グループ火曜日と金曜日に、各地区に分かれて1日35食の配食を行っています。安

否確認方法として、玄関先で名前を呼び、お弁当と引き換えにお金をいただく。読んでも返事が無い時には家の周りを確認、また、近くの田畠まで出かけて確認する。場所によっては2人で配食を行っている所もあるようです。利用者からは人の顔が見れ、話ができるのでうれしい。配食が楽しみだと言われています。安否確認料として、1人につき数100円支払っている市町村もあるようです。町の考えを伺う。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。現在の配食サービスにつきましては、安否確認料を別途支払うことは考えておりません。それは、現在の契約の中に、安否確認を含めた形で委託契約をしております。それは、今の現状となっております。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

契約書の中に書いてありましたかね、安否確認料。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。安否確認料とは書いてございませんけれども、安否確認という言葉は出できます。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

ありがとうございます。総合戦略の中にも、生活の基礎となる食事を提供するため、高齢者世帯を対象とした配食サービスの回数を増やす等サービスの充実を図るとあります。週2回の配食で1週間過ごしている方もいるようです。今後、配食の回数を増やす事も合わせた対応に期待します。次に、買い物弱者である高齢者の方が楽しんで買い物していただけるよう、商工会が行う移動販売車による巡回販売事業の支援、高齢者が安心して生活できるよう、買い物支援策の拡充を図ると、町から233万円の補助金を出している東栄の移動スーパークリーくん、5月1日に、東栄の移動スーパークリーくんの改訂版を出していただき、今まで以上に各地区を回つ

ていただけるようになり、多くの住民が喜んでいますが、雨が降ると商品がぬれてしまうと言つてきてもらえて嬉しい、電話での注文もできるが物が見たい、来てくれた人の顔も見たいし話もしたいと住民の皆さんとの声を聞きます。東栄の移動スーパー オニスターくんの雨天の対応を伺う。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい。現在、雨天時は、電話の注文により直接ご自宅に届けてます。事業者としては先ほどお話ししましたように、購入される方の要望を満たすことができるよう、また売り切れることがないよう多くの商品を運んでおりまして、雨天時に商品がぬれてしまうため移動販売ができるだけ宅配にしてます。雨天時の販売方法については、こちらからも販売ができますよ、事業者へ雨天時の移動販売の事例等を紹介して、現在検討しておりますけれども、まだ適当な方法が見つかっておりません。現在、移動販売へのご要望が多く、販売場所の増加のご要望を満たすことが難しくなってきており、商品の販売方法の見直しを行っています。例えば、家から出られない人、にに関しては宅配サービス等の活用など他の手法も検討し、運搬する商品量や商品販売方法を見直し、雨天時の販売についても改善できるよう検討していきます。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

ありがとうございます。他県から悪天候にもかかわらず各地区を回って野菜、お茶、魚、乾物パン、衣類などを販売している業者もいるようですが、今後、町では、高齢者や買い物客の所に行くばかりではなく高齢者や買い物客を商店などに来てもらう計画はあるか伺う。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい。移動の足が無い高齢者も事業者にとっては大切な消費者です。消費者には適切な商品やサービスを提供することができますよう、店舗等に来ていただくことは、多くの事業者にとっても、また消費者にとっても大変有益な事だと思います。今後は、ご質問のように、店舗へ人を運ぶことも視野に入れ、例えば、公共交通施策など他の事業との連携も検討していきま

す。以上です。

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（伊藤真千子君）

ありがとうございます。ひとり暮らしの方や高齢者の方が外出する事で、人と話したり笑ったりすることが楽しみであり、元気の源で自立につながると感じます。町民のニーズに合った計画に期待します。行政も高齢者のためにいろいろな活動を行っていただいているが、包括センターの80歳以上の意向調査で、日常生活で困った時に誰に相談するかの回答で、家族、親族319人、知人33人、包括、社協7人、民生委員7人、その他7人、役場と答えた人が0人、この数字にはちょっと驚きました。また日常生活で不安に感じている事は、健康、体の事、介護に関する事が112人、無しと回答した人は218人いました。この数字だけで判断することもでき、判断できないところもありますが、東栄町には元気な高齢者がたくさんいると感じます。町の基本計画、ひと、まち、しごと創生総合戦略、基本方針等に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指すといろいろ書いてありますが、家族が一緒にいたり、親族が近くにいれば、何かあったときの対応、また、高齢者のひとり暮らし、2人暮らしなどでは、隣近所の見守りも重要と感じます。また急な対応時には行政も力になるよう考えるべきではないかと思います。今後は、行政、議会、住民が力を合わせ、10年、20年先まで安心して暮らし続けることのできる、町に合った地域づくりを考える必要があるのではないかと思います。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

----- 散会 -----

議長（原田安生君）

以上で6番伊藤真千子君の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程、一般質問を終了いたします。

本日はこれにて散会といたします。

<15:14 散会>